

建築と社会

Architecture and Society

特集 受け継ぎ、活かし、そして未来へつなぐ

2026 09
vol.107 No.1254
日本建築協会

2026年9月1日現在

日本建築協会常設委員会委員

下記のとおり各委員会委員を委嘱しました。

■委員会 ●小委員会 〈〉分科会

◎委員長 ○副委員長 ▲小委員会委員長 △幹事・小委員会副委員長 ☆顧問 *2026年度新委員
(所属名は略称 順不同・敬称略)

■編集企画委員会

協会誌「建築と社会」の企画・編集、
各種顕彰事業の実施

- ◎ 三宗 知之／東畑建築事務所
- 桑原 悠樹／竹中工務店
- 古谷 隆祥／昭和設計
- 岡村 吉展／大林組

●特集小委員会

〈計画分科会〉

- △ 飯田 匡／関西学院大学
- 松田奈緒子／大阪産業大学
- 山崎 晋一／日建設計
- 吉村 英祐／大阪工業大学
- * 浦山 豊隆／フジタ

〈建築デザイン分科会〉

- △ 杉江 順哉／梓設計（関西支社）
- 小林 敬政／竹中工務店
- 小林 啓明／鹿島建設
- 篠木 大輔／大林組
- 田中 和八／安井建築設計事務所
- * 佐賀 淳一／日建設計
- 中村 匠吾／大建設計
- 平岡 翔太／梓設計（関西支社）
- 松本 和也／東畑建築事務所
- 米山 剛史／UR設計

〈空間デザイン分科会〉

- △ 黒柳 亮／竹中工務店
- 東 実千代／畿央大学
- * 西濱 由美／日建設計
- * 藤枝 大樹／大林組
- * 古賀 涼花／UR都市機構
- 佐々木琉偉／積水ハウス
- 清水 香澄／安井建築設計事務所
- 宗田 菜々／竹中工務店

〈構造分科会〉

- △ 吉村 純哉／竹中工務店
- 古島 正博／大林組
- 榊原 啓太／日建設計
- 瀧野 敦夫／大阪大学
- 多田 全希／東畑建築事務所
- * 西田 哲朗／安井建築設計事務所
- 萩原 学／ZEN建築構造事務所
- 水島 靖典／神戸大学
- 藪田 智裕／大和ハウス工業
- 山下 真輝／北條建築構造研究所
- 山本 佳明／鴻池組

〈環境分科会〉

- △ 橋本 直樹／日建設計・ストラクチャー・マネジメント
- 大橋 巧／摂南大学
- 北野 勝也／きんでん
- 寺井 千佳／安井建築設計事務所
- 仲村 憲一／総合設備コンサルタント
- 浜本 誠治／コイズミ照明
- 榊井 貴廣／総合設備コンサルタント
- 齋藤 悠輔／大林組
- 持留 崇志／竹中工務店
- 松本 健／竹中工務店

〈施工材料分科会〉

- △ 藤丸 啓一／清水建設
- 今井 信之／大建工業
- 上原 秀介／鹿島建設
- 河合 智寛／浅沼組
- 能瀬 直樹／大林組
- 門野 陽／鴻池組
- 南野 貴洋／大和ハウス工業
- 吉田 正友／大阪工業大学

〈法令分科会〉

- △ 時見 正人／堺市
- 河野 学／関西学院大学
- * 渡邊 優人／京都市
- 日下部美嘉／大林組
- 吉田 悠起／三菱UFJリサーチ&コンサルティング

●ひと・まち・建築小委員会

- ▲ 澤田 純一／兵庫県
- 浅田 翔太／日建設計
- 上田 寛彬／環境創造サポートセンター
- * 江原信一郎／大林組
- 加嶋 章博／摂南大学
- 片岡 政規／安井建築設計事務所
- 貴志 泰正／貴志環境企画室
- 佐伯 先史／清水建設
- 靱野 淳司／竹中工務店
- 豊田 充広／高松建設
- 平野 尉仁／東畑建築事務所
- 増田 敬彦／増田敬彦一級建築士事務所
- 山本 和宏／昭和設計

■事業委員会

見学会・講演会・交流会の開催、
他団体等との連携

- ◎ 本田 孝子／日建設計

●情報見学小委員会

- ▲ 奥村 朋孝／鴻池組
- 岡田 淑子／鹿島建設
- △ 大森 雅人／清水建設
- 糸原 佳奈／きんでん
- 井ノ口洪太／竹中工務店
- 岡崎 拓巳／ジェイアール西日本コンサルタンツ
- * 澤田 博紀／きんでん
- 阪野 壮登／久米設計
- 白井尚太郎／日建設計
- 田崎 祐生／武庫川女子大学
- 寺西 興一／大阪府登録文化財所有者の会
- 豊田 充広／高松建設
- 中尾 勝悦／中尾綜合建築設計事務所
- * 池田 岳史／戸田建設
- △ 中谷 真／大林組
- 樋上 新治／ラシンプランニング
- 本田 隆作／umitone
- 松森 織江／東畑建築事務所
- 森 雅章／安井建築設計事務所
- 森下 大右／森下大右建築設計事務所
- 吉永 規夫／Office for Environment Architecture 畿央大学

●CCCフォーラム

- ▲ 滝澤 創也／日建設計
- 岡崎 拓巳／ジェイアール西日本コンサルタンツ
- △ 片岡 政規／安井建築設計事務所
- 井上 沙紀／オカムラ
- * 鎌田 順寛／大林組
- △ 木全 瑛二／竹中工務店
- 本田 隆作／umitone
- * 成瀬 壮太／大建設計

■出版委員会

建築に関する図書の企画・編集・刊
行、講演会・講習会の開催

- ◎ 中尾 勝悦／中尾綜合建築設計事務所
- 金築 伸治／きんでん
- 玉水 新吾／ドクター住まい
- 西 博康／西建築エンジニアリング相談室
- 西尾 徹／きんでん
- 藤山 宏／造景空間研究所
- 山浦 晋弘／安井建築設計事務所
- 弓崎 幸治／元・東畑建築事務所

■教育委員会

建築教育の調査・研究、コンクールの
実施、史料の調査・研究

- ◎ 橋寺 知子／関西大学

●工高生教育小委員会

- ▲ 谷口 幸雄／日建設計・ストラクチャー・マネジメント
- 荒井圭一郎／大阪工業技術専門学校
- 市岡 一浩／安井建築設計事務所
- 岩田 真樹／東畑建築事務所
- 岡田 依子／大阪府立工芸高等学校
- * 金子 公亮／日建設計
- 田中おと吉／修成建設専門学校
- 長井 典子／大阪府立都島工業高等学校

●史料研究会

- ▲ 橋寺 知子／関西大学
- 阿部 文和／大阪歴史博物館
- 石田潤一郎／武庫川女子大学
- 笠原 一人／京都工芸繊維大学
- 桐浴 邦夫／京都建築専門学校
- 玉田 浩之／滋賀県立大学
- 福原 和則／大阪工業大学
- 前川 歩／畿央大学
- 三宅 拓也／京都工芸繊維大学
- 目黒 新悟／奈良文化財研究所
- 安田 徹也／神戸大学
- 山形 政昭／大阪芸術大学名誉教授

■未来創生プロジェクト

100周年記念事業のテーマ「新しい地
地平へ」を実現するための、見学会や
交流会、公開型イベント等の実施

- ◎ 中村 文紀／東畑建築事務所

●建築次世代委員会

- ▲ 菅原 幸也／日建設計・ストラクチャー・マネジメント
- * 佐藤 俊介／竹中工務店
- * 植田 達矢／大林組
- 大村 泰正／清水建設
- 門野 陽／鴻池組
- 川上比奈子／摂南大学

- 朽木 順綱／京都工芸繊維大学
- * 西山 尚希／安井建築設計事務所

●2040委員会

- ▲ 吉田 悠起／三菱UFJリサーチ&コンサルティング
- 牛込 慎介／u.L.s
- 江原信一郎／大林組
- 黒川 祐樹／日建設計
- 駒井 陽次／Style-A/PARK Lab.
- 田中真紀子／鹿島建設
- 中島 慎一／佐藤総合計画
- 中村 祐記／明豊ファシリティワークス
- 平野 尉仁／東畑建築事務所
- * 廣富 純／佐藤総合計画
- 山崎 拓／安井建築設計事務所
- 吉永 規夫／Office for Environment Architecture 畿央大学

●U-35委員会

- ▲ 三井 貴裕／安井建築設計事務所
- 安達 駿／アール・アイ・エー
- 市川 雅也／竹中工務店
- * 海本 芳希／安井建築設計事務所
- 円田 翔太／日建設計
- 大西 琴子／日建設計
- 大屋 泰輝／大林組
- 奥野 湧太／アール・アイ・エー
- 河崎 菜摘／竹中工務店
- 北村 政尚／東畑建築事務所
- * 木下 美佳／竹中工務店
- 紀平 杏美／鹿島建設
- 久保 廣大／総合設備コンサルタント
- 倉知 寛之／日本設計
- 粉川壮一郎／安井建築設計事務所
- 白井 芙実／昭和設計
- 洲脇 純平／トランスコスモス
- 田上 空良／大林組
- 所 采見／総合設備コンサルタント
- 中野 隆太／昭和設計
- 永本 聡／日建設計
- 萩尾 涼太／大建設計
- 半澤 諒／大建設計
- 番匠 真美／大成建設
- 比嘉 七海／大成建設
- 平岡 翔太／梓設計
- 平田 翔子／東畑建築事務所
- 水野 裕介／大成建設
- * 横山 大貴／竹中工務店
- 吉田 陽花／大林組

■講習会委員会

建築に関する講習会を、テーマを絞り開催

- ◎ 寺岡 宏治／安井建築設計事務所
- 川井 裕基／鹿島建設
- 伊藤 維俊／清水建設
- 山東 圭司／戸田建設
- * 佐藤 俊介／竹中工務店
- 谷本 達哉／浅沼組
- * 土谷 亮介／鴻池組
- * 平野 篤／大林組



建築と社会

Architecture and Society
Journal of the Architectural Association of Japan

日本建築協会

2026 09

Vol.107 No.1254

- 特集予告
- 10月号／もっとワクワクする再生(仮)
- 11月号／構造体から読み解く再生の成立条件(仮)



ひと・まち・建築

gallery

6

672

法令
コーナー

45

472

構造
の頁

46

ご意見ご要望は
こちらから



48

2026年度 年間特集テーマ「再生」

特集 受け継ぎ、活かし、 そして未来へつなぐ

14

総論 1	文化財建造物の活用と保存活用計画 ～歴史的建造物を次世代へ継承するために～●石田陽是	16
総論 2	建築文化を育む市民社会は築かれたのか ～モダニズム建築の保存・再生と取り壊しの境界をめぐって ●松隈 洋	20
各論 1	町家の保存・活用～堺市立町家歴史館としての再生～ ●下村優理	24
各論 2	熊本城の復旧・復興～未来への継承～●渡辺広樹	26
各論 3	首里城正殿の復元～文化的価値と安全性の両立～●内藤大哲	28
各論 4	縮小期の郊外住宅地●青木 嵩	30
各論 5	堺市高倉台近隣センター再生の意義 ～堺市高倉台近隣センター土地区画整理事業～●伊丹 昇	32
各論 6	広島駅南口広場の再整備等について●木戸義宏	34
インタビュー 1	明治監獄の「再生」が問いかけるもの ～奈良監獄ミュージアムと星のや奈良監獄にみる 建築の意義～●株式会社星野リゾート	36
インタビュー 2	建築家 宮脇檀と住宅地設計 ～コモンシティ星田B1を巡って～●横水ハウス株式会社	40
編集後記	●時見正人・日下部美嘉・河野 学・吉田悠起・渡邊優人	44

project	コペルコ・コンプレッサ 新事務所棟	2
gallery	Time / Relations / Layers●北村拓也	6
会告	「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪2026」の 建物公開に参加 日本建築協会 事務室を公開 第13回学生のための現場見学会「新・琵琶湖文化館 (博物館) 現場見学会」(第2回/全2回) イラストと計算例でわかる外装材の耐風設計・施工講習会 主催/日本建築協会東海支部 『建築と社会』2027年2月号「第33回 会員特集」原稿 募集中 第10回日本建築協会論考コンクール 片岡安賞 募集 要項 2026年度 第72回工高生デザインコンクール 設計課題 『「はじまり」を灯す空間—いのちを迎え、共に育む 「建築」の器』	7 8 9 10 11 12

法令コーナー	確認申請でのAI活用の模索 ～確認審査省略の縮小をきっかけに～●矢吹 慎	45
構造の頁	すっきり魅せるCW支持材 ～株式会社 PILLAR 福知山事業所第2工場～●松村 健	46

「再読 関西の建築」は休載します

Member's	第5回新入会員ガイダンス	47
Forum	淀屋橋ゲートタワー見学会	48

information	ルーヴル美術館展 ルネサンス/特別展「源氏物語 王朝のかがやき」/開館30周年記念 ジョルジュ・ル オー—いつくしまなざし、祈りの筆あと/トーベト ムーミン展 ～とっておきのものを探しに～	50
-------------	---	----

月間の動き	2026年7月	52
-------	---------	----

表紙写真提供: 奈良監獄ミュージアム by 星野リゾート

コベルコ・コンプレッサ 新事務所棟

建築主 コベルコ・コンプレッサ株式会社
 設計・監理 大林組
 施工 大林組

みんなで海を臨む
ステージ型オフィス

瀬戸内海に面した立地を生かして2階執務エリアを西側の海に向かって段状に広がるステージ型のワンプレートオフィスとした。

海への眺望を全員が享受できるフロアに従業員が集まることで部門間の垣根を無くし、従業員同士の新たな出会いや一体感を生み出すことを狙った。

会社の主力製品であるスクリー式空気圧縮機の「スクリー」をファサードや階段、照明、サインに至るまで一貫してデザインに展開することで企業のアイデンティティを可視化している。

[大林組]

黒川宗範（くろかわ むねのり）



1994年東京工業大学大学院理工学研究科修士課程修了、同年大林組入社。現在、同社設計本部建築設計部部長。

飯田 久（いいた ひさし）



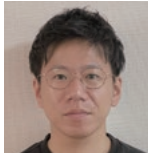
2001年京都大学大学院工学研究科修士課程修了、同年大林組入社。現在、同社設計本部設計ソリューション部部長代理。

中谷 真（なかに まこと）



2007年京都大学大学院工学研究科修士課程修了、同年大林組入社。現在、同社設計本部建築設計部課長。

嶋原 悟（しまはら さとる）



2010年関西大学工学部建築学科卒業、同年大林組入社。現在、同社設計本部建築設計部係長。

箕浦浩樹（みのうら ひろき）

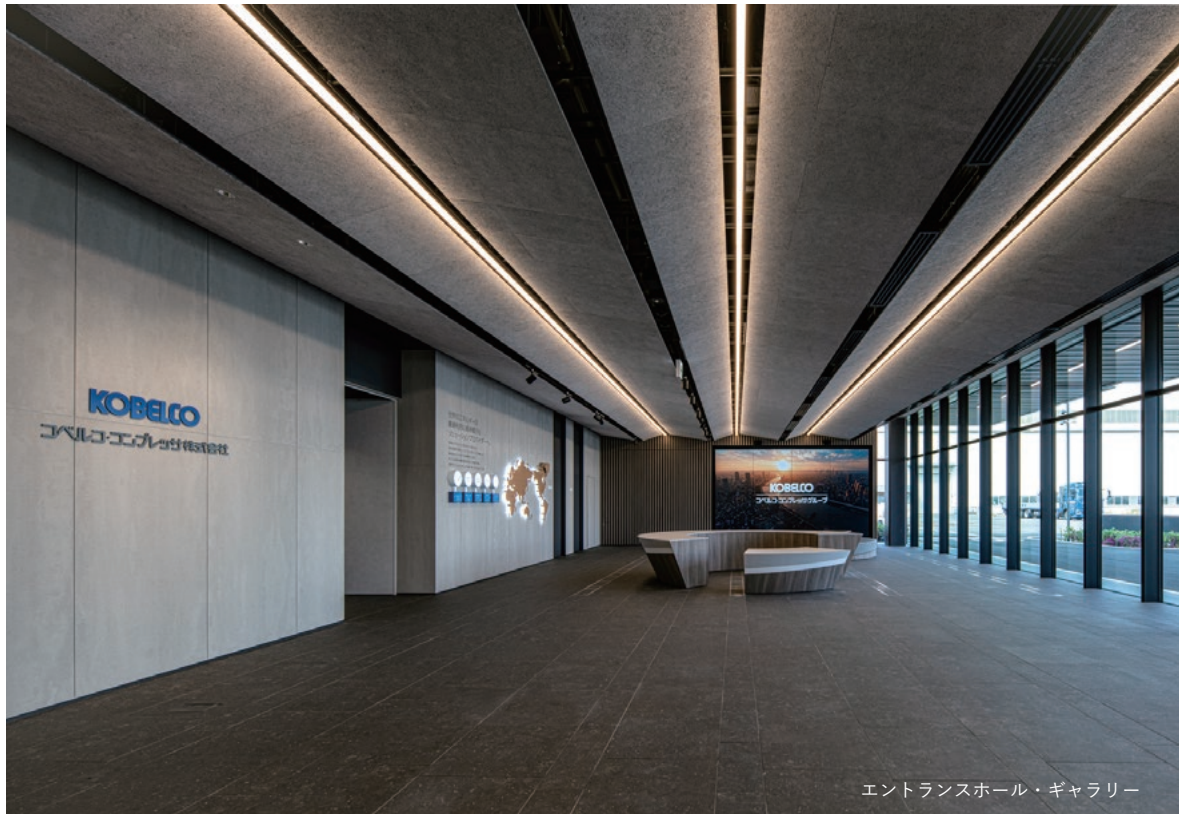


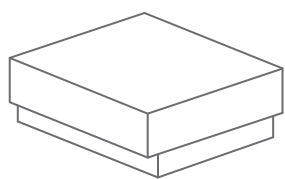
2010年神戸大学大学院工学研究科修士課程修了、同年大林組入社。現在、同社設計本部建築設計部課長。

山田隆弘（やまだ たかひろ）

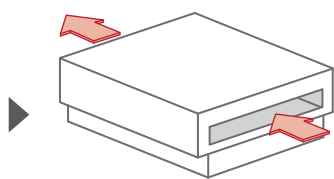


1991年近畿大学理工学部建築学科卒業、同年大林組入社。現在、同社神戸支店神鋼加古川工事事務所副所長、KCC播磨工事事務所所長兼務、神鋼灘工事事務所副所長兼務。

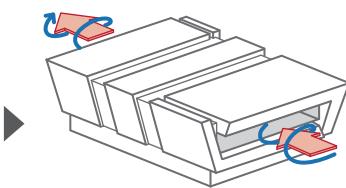




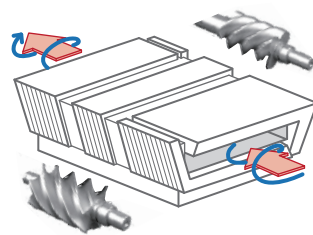
ボリューム感による
力強い印象



海への開放感を創出



スクリュー形状を体現



外装材による
スクリュー感の強調

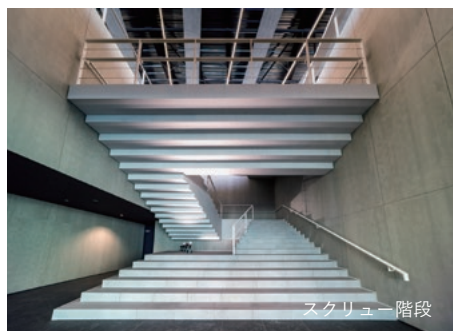


スクリュー
イメージ





瀬戸内海を望む段状のステージ型ワンプレートオフィス



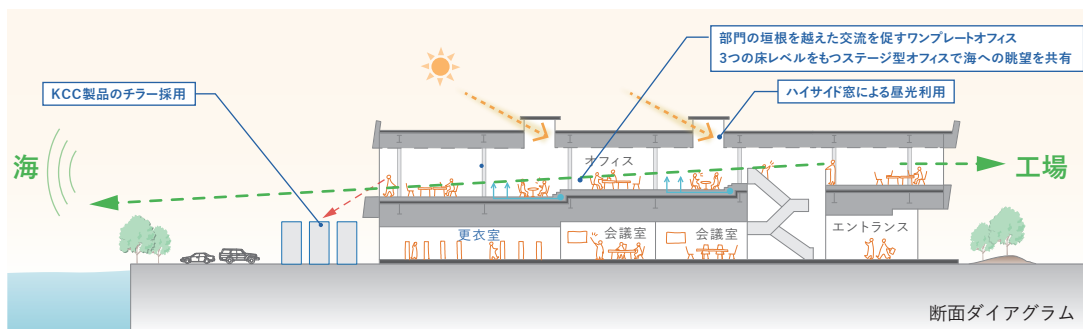
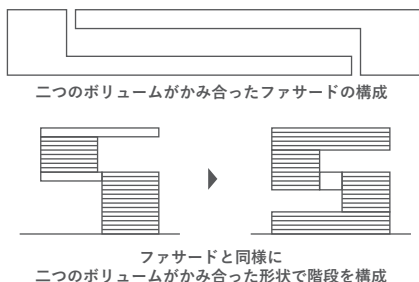
圧縮機・ヒートポンプなどの製造販売を行うコベルコ・コンプレッサの新事務所棟。

他社との資本提携を機に、敷地内に分散していた事務所機能を一カ所に集約することで心機一転を図り、社員の団結力の強化、新規採用力の強化、来客への製品アピールができるオフィス機能が求められた。そこでコア技術であるかみあう2つのスクリーによる空気圧縮を建築的にも表現すべく、「2つのボリュームがかみ合うかたち」とスクリーの持つ「凹凸形状」をファサードや階段、照明、サインに至るまで一貫してデザインに展開することで、企業の独自性とブランド力を可視化している。

スクリーの中心部にあたる2階の執務エリアは、西側に瀬戸内海が大きく広がる立地を活かし、海に向かって段状に広がるステージ型の空間とした。コアを南北に寄せ、水平力を負担させる柱と設備の主なダクトルートをコアに集約させることで中央の執務エリアの柱をΦ168.3まで絞り、最大限海への眺望を確保する伸びやかなワンプレートオフィスを実現している。さらにかぎ型に繋がる段差部分を活かして多様なマグネツトスペースを設けることで部門の垣根を超えたコミュニケーションを促し、従業員同士の新たな出会いと一体感を生み出す「ここにしかないオフィス」をつくりあげた。

来客用エントランスには自社製品の展示などを行うギャラリースペースを併設し、段の形状を上下反転させてかみあわせた構成とした彫刻的なスクリー階段をエントランスに向けて配置することで、来訪者に技術力や企業価値を発信する計画とした。

(中谷 真／大林組)



本工事は、強風が吹き抜ける沿岸部という厳しい自然環境に加え、「操業を継続する工場敷地内での施工」という制約条件のもとで進められた。工場内では従業員や大型車両が日常的に往来しており、生産活動への影響を最小限に抑えながら施工を進めることが大きな課題であった。また、本建物は供用開始時期が明確に定められていたため、工期厳守も重要な使命であった。発注者との綿密な協議を重ねながら工程調整を行い、関係者が一体となって施工を推進した。

建物外周部には複雑な形状の外壁が採用されており、その意匠を実現するためには、外壁を支える鉄骨部材の精度の高い施工が求められた。そこで施工段階においてBIMを活用し、鉄骨と外壁下地との取り付けや施工手順を三次元モデル上で詳細に検証した。事前に干渉や納まり上の課題を抽出・解決することで、手戻りを防止するとともに、品質確保と工程遵守を両立することができた。

また、工事期間中には発注者とのコミュニケーションの一環として見学会を開催し、従業員だけでなくそのご家族にも参加いただいた。建設中の建物や施工状況を実際に見学していただくことで、建物が完成していく過程や建設業の役割への理解を深めていただく機会となった。参加者から寄せられた期待や激励の言葉は、現場で働く職員・作業員にとって大きな励みとなった。

こうした発注者との継続的な対話と協力体制のもと、関係者が一丸となって工事を推進した結果、操業中の工場との共存という難しい条件を克服し、品質と工程の両面で所期の目標を達成して無事竣工を迎えることができた。本工事は、発注者と施工者が信頼関係を築きながら完成に導いたプロジェクトである。

(山田隆弘／大林組)



東面外観



北面外観



鳥瞰



東面外観 夜景



事務室



所在地	兵庫県加古郡播磨町新島41
敷地面積	259004.87㎡
建築面積	3056.97㎡
延床面積	5841.58㎡
構造	鉄骨造
規模	地上2階
工期	2025年2月～2026年3月
撮影	ナトリ工房

Time / Relations / Layers

〔建築家〕

北村 拓也

私たちは、時間をまとったものに惹かれている。古い道具には、使われてきた傷や摩耗、色の変化が残っている。それらは単なる劣化ではなく、人の手に触れ、場所を移り、別の使われ方を受け入れながら、そのものが少しずつ変わってきた痕跡である。当初の役割を離れ、思いがけない存在へと変化していく姿に、ものや人が関わり合いながら、ともに育っていく豊かさを感じている。

建築においても、土地の風土、住まう人のふるまい、光や風、素材、社会の変化など、さまざまな要素が関わり合っている。それらの関係は、時間の中で重なり、ずれ、更新されていく。私たちは、そうした時間、関係性、層の重なりを手がかりに建築を考えている。

「重なるの家」は、その考えを住宅として展開した計画である。兵庫・甲子園の住宅地に建つこの住宅では、RCフレームと木架構を重ね合わせている。量感のあるコンクリートの骨格に、木架構や造作を差し込むことで、内と外、上下階、街と住まいがゆるやかにつながる。異なる要素がずれながら共存し、光や風、植栽、暮らしの気配を受け止める。異なる時間スパンをもつ要素を重ねることで、住まいは一樣に歳をとるのではなく、それぞれの層が異なる速度で変化していく。時間と共に手を加えられ、使い方を変えながら、土地や暮らしとともに深まっていく住空間を目指した。

北村 拓也（きたむら たくや）

1990 滋賀県出身

2013 京都大学工学部建築学科 卒業

2015 京都大学大学院工学研究科 修了

2015-18 株式会社竹中工務店

2018 CORRED 設立

作品名 重なるの家

設計 CORRED（北村拓也、江川知里）

構造 IN-STRUCT

（東郷拓真、菊田菜美子）

写真 高橋菜生

企画編集：荏野淳司（ひと・まち・建築小委員会）

編集協力：坂本貴仁



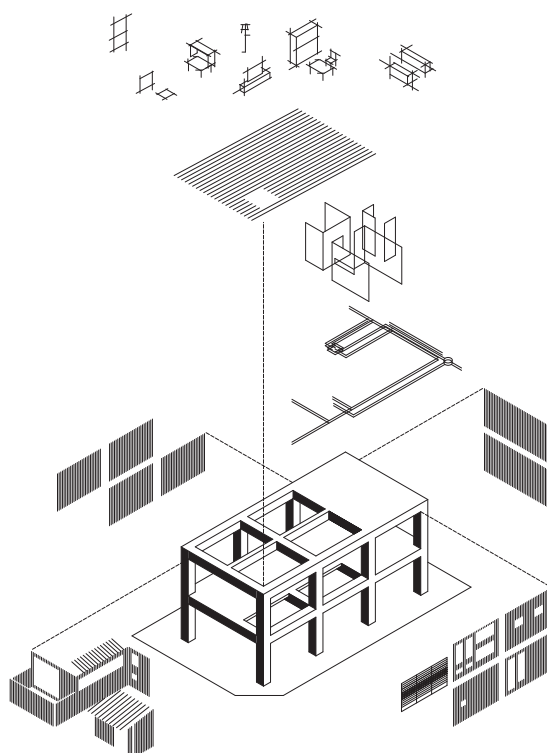
敷地は角地にあり、小さな庭、コンクリートと木の層が重なる



RCフレームに木の屋根と造作が差し込まれ、ひとつながりに広がる内部空間



RCの柱梁と木屋根に抱かれるテラス

STUFF
dailyobjects, furniture
plantsWOODWORK
1~15 yrslayout, organization
adaptable elementsSERVICES
15~30 yrsequipment, ducts
pipes, wiresWOOD STRUCTURE
15~60 yrsskin, screens
stairs, claddingRC STRUCTURE
50~100+ yrsstructure, cores
durable, long lifeSITE
+++ yrsland, topography
foundations

ダイアグラム：LAYERS

「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪2026」 の建物公開に参加

日本建築協会 事務室を公開

「イケフェス大阪2026」（主催：一般社団法人 生きた建築ミュージアム大阪 代表理事：橋爪 紳也）の建物公開において、大川を展望できるOMMビル内7階の「日本建築協会の事務所」を初公開します。

当該事務所は、昨春、若手設計者が中心となるU-35委員会がDIYでリニューアル。

主な家具は、U-35委員会が創造開発した、2×4材と40φ丸棒と最小限の金属で構成された、誰でも簡単に様々な用途で利用できる「nomadogi」で作られています。

今回のリニューアルで「新たな風を吹き込むサロン」として生まれ変わっています。

当日は、日本建築協会の活動及びU-35の活動紹介も行います。

会員の皆様の振るってのご参加をお待ちしています。



場 所：大阪市中央区大手町1-7-31 OMMビル※7階B室
（※竣工：1969年、設計・施工：竹中工務店）

日 時：2026年10月24日（土）～25日（日）
両日とも10：00～16：00（最終入場：15：30）

参 加 費：無料

定 員：無し（混雑時は入場制限を行う場合があります）

事前登録等：無し（どなたでも入室可）

説 明 者：U-35委員会



©2025大竹央祐

第13回学生のための
現場見学会「新・琵琶湖文化
館（博物館）
現場見学会」
（第2回/全2回）

日 時

2026年11月10日（火）
15:00～17:00（予定）
受付開始 14:30講師 安井建築設計・隈研吾建築
都市設計共同企業体
松村 明 氏（工事監理者）大林組・笹川組建設工事共
同企業体 琵琶湖文化館JV
工事事務所
小原 英幸 氏（工事長）

お申込みはこちら

滋賀の文化財を未来に伝える「希望の船」がいよいよ姿を現します。安井建築設計・隈研吾建築都市設計共同企業体による「新・琵琶湖文化館」の建設現場にて、全2回のシリーズ見学会を開催します。

本企画の醍醐味は、第1回（3月）と第2回（11月）、2つの時点から同じ現場を見つめることにあります。一過性の見学ではなく、建築が誕生するプロセスそのものを追体験できる構成です。第1回での基礎免震・建築躯体などの建物の力強い骨格の見学会から半年を経て、今回は第2回目です。

第2回目は、内装工事中のタイミングでどのように意匠が施され、空間が劇的な変化を遂げる段階を見学できます。設計者の意図が施工現場でどう具現化されていくのか。教科書を超えた学びと、クリエイティブな刺激に満ちた体験がここにあります。文化と技術が交差する最前線で、建築のダイナミズムを肌で感じてください。

【建築概要】

工 事 名：滋賀県立琵琶湖文化館
整備事業

発 注 者：滋賀県

建 築 主：（株）琵琶湖C&S

設計・監理：安井建築設計・隈研吾建
築都市設計共同企業体施 工：大林組・笹川組建設工
事共同企業体工 期：2025年3月～2027年3月
末引渡し

建築規模

階 数：地上4階PH1階

構 造：RC造（一部S造、SRC造）

建築面積：2,362.01㎡

延床面積：6,644.23㎡

所 在 地 滋賀県大津市浜大津五丁
目1-1最 寄 駅 京阪京津線「びわ湖浜大
津」駅 徒歩5分
JR「大津」駅 徒歩15分

集合場所 現地（詳細は参加証に記載）

定 員 20名（定員オーバーした場
合は、通し参加の方を優先します。）

参 加 費 無料

申込方法

①催名「新・琵琶湖文化館現場見
学会」②学校名・学部・学科・学年（専門
分野不問）

③学生氏名（ふりがな）

④連絡先電話番号・E-mail

上記を明記しHP又はE-mailにて
お申し込みください。

参加証は後日送信します。

！ご注意！

工事中のためエレベーターは使用
できません。階段移動や段差があ
りますので、歩きやすい靴・服装
でご参加ください。

申込締切日

2026年10月30日（金）

*ただし定員になり次第、締め切
らせていただきます。

問合せ・申込先

一般社団法人日本建築協会
（担当：中内）

TEL：06-6946-6981

FAX：06-6946-6984

E-mail：jigyoka@aaj.or.jp



希望の船を表現する外観イメージ



西側広場からの外観イメージ



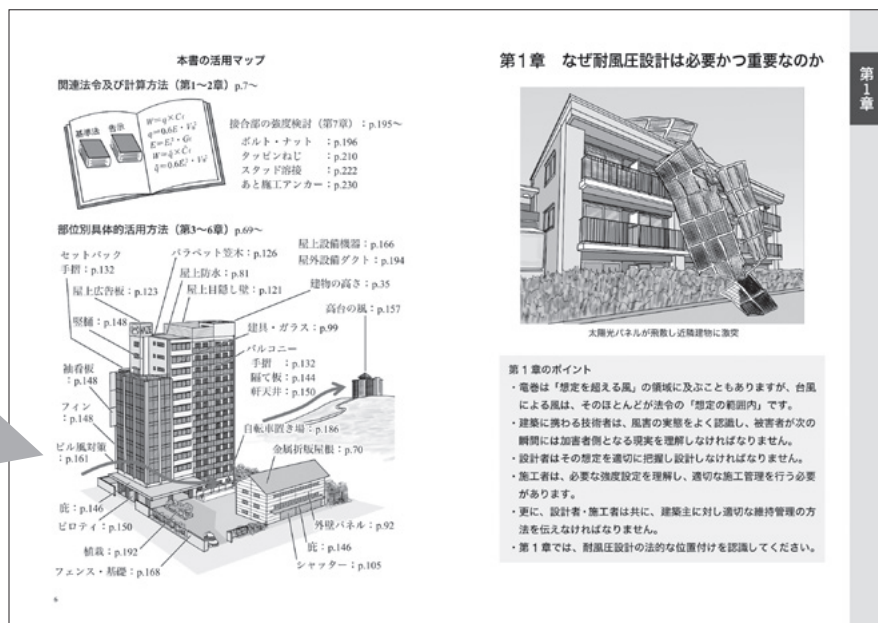
エントランスホールのイメージ

イラストと計算例でわかる外装材の耐風設計・施工講習会

主催／日本建築協会東海支部

屋根、足場、庇、シャッター、防水、笠木、外壁、手すり、屋上設置物の飛散など、台風等による飛散被害が頻発するなか、すべての建物の設計・施工管理業務において耐風圧対策の重要性が高まっています。お客様を被害者・加害者にしないために、また生産者責任を追及されないために必要な知識を、実務者視点でやさしく解説します。

講師：西 博康 氏



と き 2026年11月16日（月）15時30分～17時30分（受付15：00～）
 と ころ 名古屋商工会議所ビル 9 階 愛知建築士会内（名古屋市中区栄2-10-19）
 定 員 60名
 受 講 料

	テキスト必要	テキスト不要
一般	6,000円	3,400円
会員・学生	5,000円	2,400円

受講料消費税込み。

テキスト（受講者は税込¥2,970⇒税込特価¥2,600）の当日販売はございません。必ず事前にお申し込みください。

※このセミナーは、建築CPD情報提供制度認定プログラム申請中です。建築関連CPD（2単位）

申込方法 このセミナーは前払い制です。

下記をご記載の上、GoogleformまたはE-mailにてお申し込みください。

■Googleformにてお申込みの方は右記QRコードからお願いします。

■E-mailにてお申し込みの方

- ①氏名（ふりがな） ②ご所属 ③一般・会員・学生の別 ④電話番号 ⑤E-mailアドレス
 ⑥CPD単位申請希望の場合は申請先団体名と登録番号 ⑦テキストの要・不要を記入の上、
 以下メールアドレスに送付願います。

●申込先：（一社）日本建築協会東海支部

TEL (052)990-6410 FAX (052)201-3601

E-MAIL : info@aaj-tokai.jp（担当：大木）

●お申し込み後、銀行振込にてご入金をお願いします。

受講料ご入金確認後、受講番号をE-MAILにて通知します。



Googleform

振込先：三菱UFJ銀行栄町支店

普通0167157

シャ）ニホンケンチクキョウカイトウカシブ
 一般社団法人日本建築協会東海支部

締 切 日 2026年11月5日（木） 但し、定員に達し次第締め切ります。

〈講師プロフィール〉西 博康（にし ひろやす）

1959年生まれ。1984年室蘭工業大学大学院工学研究科建築工学専攻修了後、清水建設株式会社に入社。以降、施工管理に従事。2011年関西事業本部建築技術部長、2020年関西支店品質長・上席エンジニア。2024年同社退職。「しずかるバー®」（遮音ルーバー）開発者（2019年プレス発表）。2013年一般社団法人日本建築協会常任理事・出版委員長。2025年 西建築エンジニアリング相談室代表。株式会社成和技術顧問。

『建築と社会』 2027年2月号 「第33回 会員特集」 原稿募集中

『建築と社会』2月号では、会員のみなさまの発表の場として「第33回会員特集」を予定しています。会員特集は、年に一度のみなさまの貴重な発表の場です。ぜひご応募ください。

対象は建築、ランドスケープ、インテリア、まちづくり、アート等空間に関わるものの他、建築構造や設備に関する話題、みなさまの様々な活動や思い（心に残るまちなみ、旅行記、仕事以外の趣味の紹介、なにげない日常の風景、日ごろ感じていること…）などを広く募集いたします。自由な切り口での個性あふれる応募をお待ちしております!!

■掲載内容

写真	プリントの場合、サイズはキャビネ判程度。電子データの場合、解像度300dpi以上とする。CGやパース、コンセプト図、スケッチ、イラストも可。
説明文	①ページタイトル：掲載内容を言い表すタイトル（施設名称は不可） ②コメント：掲載内容に対する考え方や説明を300字程度で
建物概要	掲載内容が建築物である場合は、施設名称、所在地、設計者、施工者、建築面積、延床面積、構造規模、工期など

※イラストレーター用の原稿作成フォーマットを用意しています。必要な方は、下の担当までご一報ください。
応募は、レイアウトしていない状態（写真、コメント、建物概要等をバラバラで提供）でも結構です。

■留意事項

1. 応募は、本会会員に限ります。入会は本会のホームページから可能です。（<http://www.aaj.or.jp/>）
2. 応募は1名につき1件までとし、1件につき1頁とします。竣工予定のプロジェクトを掲載希望の場合、写真の提出期日についてご相談ください。
3. 写真の撮影者名は必ず付記願います。図版に著作権等が生じる場合は、応募者にて処理願います。
4. 応募内容について事務局から補足説明をお願いする場合があります。
5. 掲載順は委員会で決定します。また内容によっては掲載できない場合もあります。
6. 出版物への掲載はモノクロとなります。（web版はカラー）
出版物にカラー掲載をご希望の場合はご相談ください（有料となります）。

■申込締切日・原稿送付先

1. 掲載申込締切日 **2026年10月19日（月）**
2. 送付先 （一社）日本建築協会「会員特集号」係
〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル 7 階
TEL：06-6946-6981 E-mail：hensyu@aaj.or.jp 担当：井筒

第10回 日本建築協会 論考コンクール 片岡安賞 募集要項

日本建築協会は創立100周年を機に、学術論文とは一線を画す「論考」コンクールをスタートさせました。協会創設者・片岡安は建築家・都市計画家であると共に、大阪商工会議所会頭を務めた経済人でもありました。建築を通じて広く社会に貢献した片岡安の名を冠した本コンクールも、第10回を迎えます。第9回では建築以外の分野からも多数の応募がありました。また論題も多種多様です。6月号特集の「審査報告」をご参照ください。



かたおか・やすし
(1876-1946)

■募集テーマ：Re

今回の論考のテーマは「Re」です。

社会や環境が急速に変化し、私たちはこれまで自明とされてきた考え方や仕組み、価値観を見直す局面を迎えている今、この二文字は、私たちの身近な生活から専門的な議論まで、さまざまな領域に共通する思考の手がかりとなります。

「Re」はラテン語に由来する接頭辞ですが、「再び」「戻る」「繰り返す」という本来の意味にとどまらず、立ち止まって考え直す、別の見方で捉え直す、関係や意味を組み替えるなど、多様な意味へと展開していきます。過去をそのまま肯定するのでも、すべてを新しく置き換えるのでもない、その中間にある模索のプロセスもまた、「Re」の重要な側面といえるでしょう。

建築や都市に限らず、社会、文化、技術、あなたの日常の経験や関心事、身の回りのできごとなど、さまざまな対象を「Re」という視点で捉え直した論考をお待ちしております。

■審査委員会

審査委員長：松村秀一（神戸芸術工科大学 学長）

審査委員：岡絵理子（関西大学 教授）

前田昌弘（京都大学 教授）

■審査方法

- ・全審査委員により一次審査を行う。
- ・一次審査通過論考を対象に、オンラインによる公開プレゼンテーションを開催する。
- ・その後最終審査を行い、「片岡安賞」を決定する（該当作なしの場合もある）。

■応募条件

- ・投稿料は無料とする。
- ・応募者の国籍、年齢、所属は問わない。
- ・応募論考は単著、共著を問わない。
- ・応募論考は未発表のものに限る。協会誌『建築と社会』の掲載記事の改稿は可とする。
- ・使用言語は日本語に限る。
- ・質問は受け付けない。
- ・片岡安賞受賞者は本会に入会し3年間以上会員を継続することとする。
- ・Web通信環境が整っている、または整えられることとする。

■執筆要領

- ・文字数は6,000字程度とする。図版・画像も掲載できる。
- ・公平な審査のため、応募原稿には執筆者名等個人を特定できる情報を記載しない。
- ・応募用紙を本会ホームページからダウンロードし、著者名、論題等を記入する。
- ・応募論考は電子データでメール送信またはA4サイズに印刷したものを郵送する。
- ・応募用紙と論考を同時に送信または郵送する。
- ・電子データの場合、文書作成ソフトMicrosoft Word、もしくはそれに類するもので横書き原稿を作成する（Microsoft PowerPointは含まない）。
- ・添付画像は解像度300dpi以上とし、合計10MB以上になる場合は分割して送信する。

■著作権・版権

- ・著作権は応募者に帰属する。
- ・ただし本会にかかわる出版・印刷においては、一般社団法人日本建築協会が自由に使用することができるものとする。

■審査スケジュール

2026年	
10月31日	応募締切 (消印有効、電子投稿の場合23時50分)
2027年	
1月初旬	一次審査結果決定
3月初～中旬	オンラインによる公開プレゼンテーション 最終審査

■発表と表彰

- ・受賞論考の論題と著者名を協会誌『建築と社会』2027年5月号にて発表し、全文を6月号に掲載する。
 - ・同6月の本会総会にて表彰し、「片岡安賞」受賞論考著者には賞金10万円及び副賞を贈る。
 - ・他の入賞者には副賞を贈る。
- ※後日、受賞論考に基づく講演会・討論会等を開催することがある。

■提出先

一般社団法人 日本建築協会
第10回論考コンクール担当 宛
〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル7F
電話06-6946-6981 FAX 06-6946-6984
メールアドレス<hensyu2@aaj.or.jp>

主催：一般社団法人 日本建築協会

<http://www.aaj.or.jp>

協賛：学校法人常翔学園

後援：公益社団法人 日本建築士会連合会

公益社団法人 日本建築家協会

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

一般社団法人 日本建築学会



主催 日本建築協会

2026年度 第72回工高生デザインコンクール

設計課題

『「はじまり」を灯す空間
—いのちを迎え、共に育む「建築」の器』

課題の趣旨

現代の日本において、出生の約99%は病院や診療所であり、助産院等は1%に満たないのが現状です。高度な医療管理による安心がある一方で、かつての日本で「向こう三軒両隣」の人々が新しい命の誕生を共に喜び、見守っていたような、温かな地域との繋がりを実感する機会は少しずつ減っています。

2025年大阪・関西万博が掲げる「いのち輝く未来社会のデザイン」では、一人ひとりのいのちを慈しみ、持続可能な未来を共に創り出すことが提起されました。これからの建築には、誰かが一人で頑張るのではなく、社会全体で優しくいのちを包み込むような「開かれた居場所」としての役割が期待されています。



本課題では、北欧の「ネウボラ」のように妊娠期から子育てまで家族に寄り添い、専門的なサポーターである「ドゥーラ」や「ナニー」が自然に手を差し伸べられる拠りどころを計画してください。それは、「いのちを迎える人々」が、それぞれの形を尊重し合いながら、知恵を寄せ合い健やかに過

せる、光あふれる交流の場です。

自然の摂理を感じながら、多世代が見守るなかで新しいいのちが育まれる「建築」の器。100年後の未来へ繋がる生命の神秘に敬意を払い、人々の記憶に優しく刻まれる「はじまりと継承」の場を提案してください。

設計条件

1. 建物の目的：既成概念にとらわれない『「はじまり」を灯す空間—いのちを迎え、共に育む「建築」の器』の提案（新築のほか、従来の建物の再利用も可能。）
2. 敷地：敷地の大きさ形状とも自由とし、具体的な敷地を設定する。
3. 規模：延べ面積、構造、階数は自由とする。
4. 所要室：使用方法を想定し、必要と思われるスペースを適宜設ける。

所要図等

（以下の1～8全てを記載することとし、不記載の場合は失格となることがある。）

1. 設計説明：設計意図を表すサブタイトルを必ずつけること。設計趣旨（敷地周囲の状況等についての説明はもちろん、「誰が、どのように、利用する場となるのか」について述べ、そのために設計では何を意図したのかを文章や図で簡潔に表現する）を記入する。
2. 建築概要：必要に応じて敷地面積、建築物の構造、階数、各階床面積および建築面積、延べ床面積などを示す。
3. 敷地周辺図：敷地周辺の環境や状況を示す。縮尺を明示する。
4. 配置図：敷地における建物の位置、道路との関係、方位、縮尺を明示する。
5. 平面図：室名、寸法を記入する。縮尺を明示する。
6. 立面図：縮尺を明示する。（2面以上）
7. 断面図：室名、寸法を記入する。縮尺を明示する。（1面以上）
8. 透視図等：設計意図が最も反映するところを表現する。
9. その他：応募図面には氏名学校名、マークなど応募者を特定あるいは類推できる内容は記載しないこと。

応募条件

1. 用紙：用紙は製図用紙A1判（594mm×841mm）1枚を使用し、所要図等をすべて表現すること。また、図面のパネル化等は認めない。
2. 応募資格：2026年4月現在、高等学校在籍もしくは高等専門学校、専修学校の高等課程の生徒で、個人または共同（3人まで）で制作したものとする。

審査員（50音順・敬称略）

審査員長 久保 岳／(株)昭和設計建築設計部部長
 審査員 糸嶺 円路／(株)大林組設計本部建築設計部副部長
 梅田 武宏／ウメダタケヒロ建築設計事務所代表
 恵本涼太郎／(株)日建設設計部部長
 木内菜津子／nua 主宰

高田 英治／(株)安井建築設計事務所大阪事務所設計部部長
 多田 正治／多田正治アトリエ主宰・武庫川女子大学 准教授
 根木 和人／(株)東畑建築事務所本社・オフィス大阪設計室副室長
 野口 伸／(株)竹中工務店大阪本店設計 4 部門 1 グループ長
 柳沢 究／京都大学大学院工学研究科 建築学専攻・准教授

このコンクールは、工高生の設計技能の向上を目的とし、昭和30（1955）年より毎年テーマを変えて開催しています。

注意事項

1. 作品の意図等を表現する際に、写真や図表等を補足資料として用いることは妨げないが、引用利用する場合には著作権等に十分に考慮すること。

応募方法

1. 応募書類に、学校名、所在地、学年、氏名（ふりがな）を記入の上、封筒に入れ製図用紙の裏に貼りつけること。（応募書類が足りない場合は協会ホームページ（<https://www.aaj.or.jp>）からダウンロードすること。また封筒の貼り付けはテープ止め等で封筒がはがれない程度とすること。図面を破損する恐れがあるので、糊のべた塗りはしないこと。）
2. 応募作品は学校を通じて提出すること。

締切期日

2026年9月30日（水）の消印、あるいは受付印のあるものをもって締め切る。

送付先

〒540-6591 大阪市中央区大手前 1 丁目 7 番 31 号 OMM 7 階
 一般社団法人 日本建築協会 第72回工高生デザインコンクール係
 TEL：06-6946-6981 FAX：06-6946-6984
 E-mail：jigyoka@aaj.or.jp URL：https://www.aaj.or.jp

入選作品の数および賞

1. 入選作品は10点とする。
 2. 入選作品のうちから最優秀賞1点、優秀賞2点を選び、表彰式にて発表する。
 3. 最優秀賞、優秀賞作品には、賞状および表彰盾を贈り、その他の入選作品には、賞状を贈る。
 4. 応募者全員に参加賞を贈る。
- ※入選作品の著作権は本会に属する。

入選者発表および表彰式

審査の結果は、各学校ならびに本人に通知するほか、本会の会誌「建築と社会」11月号に発表し、入選作品は翌年1月号に掲載する。なお、表彰式は2026年11月14日（土）に行う。

2027年より

建築と社会賞

再開します

日本建築協会では、2001年に、協会誌『建築と社会』の趣旨にふさわしい、社会性や環境などに配慮した建築プロジェクト、及び建築に関わる論文・記事などを顕彰する「建築と社会賞」を創設し、2020年まで18回にわたり実施してまいりましたが、その後のコロナ禍により、審査の実施が困難となったため、やむを得ず一時中断となっていました。

この度、来年2027年に、日本建築協会創立110周年を迎えることから、「建築と社会賞」を再開する運びとなりましたので、お知らせいたします。

選考対象

協会誌『建築と社会』に掲載されたプロジェクトから選考する「プロジェクト部門」と、各号特集記事や寄稿から選考する「寄稿部門」の2つの部門からなり、第19回「建築と社会賞」は、2026年1月から12月号までの協会誌『建築と社会』に掲載されたプロジェクトと各号特集記事や寄稿から選考するものとします。

スケジュール

- ・予備審査：2027年2月度の常任理事会において実施。
- ・本選考：2027年3月（予定）外部有識者、本会会長を含む選考委員会において実施。
- ・発表：入賞者は、本人に通知するとともに、『建築と社会』2027年4月号（予定）で発表。
- ・表彰：6月に開催される日本建築協会2027年度総会で表彰。

表彰内容

プロジェクト部門：最優秀賞1点、その他数点。
寄稿部門：最優秀賞1点、その他数点。
各入選プロジェクト・論文・記事に対し、賞状、記念品を贈呈。

過去の選考結果

第1回から第18回までの受賞プロジェクトおよび論考はこちらからご覧ください。



2026年度 年間特集テーマ「再生」

特集 受け継ぎ、活かし、そして未来へつなぐ

「再生」とは、単に失われたものを元に戻すことではなく、積み重ねられてきた歴史や文化、まちなみや建築物の価値を“受け継ぎ”現代の暮らしや社会のニーズと結び付けながら“活かし”、新たな役割を与えて“未来へつなぐ”取り組みである。

そこには、行政や専門家だけでなく、地域住民や事業者など、多様な主体が関わり、それぞれの立場から知恵を出し合いながら「過去」と「未来」を結び付ける姿がある。その手法や課題は異なっても、そこには受け継がれてきた価値を活かし、新たな可能性を生み出そうとする共通の思いがある。

本特集では、文化財建造物の保存活用や歴史的建築の継承、住宅地や地域拠点の再生、さらには官民連携による新たな試みなど、多彩な事例を通して「受け継ぎ、活かし、そして未来へつなぐ」取り組みを紹介する。

企画 法令分科会

今夏、本号編集集中の令和8年7月28日に熊本地震が発生しました。私たちは、特集を構成する各論のひとつに「熊本城」を取り上げておりますが、震災前の7月9日に初稿を頂戴し、7月16日に校正をご確認いただいた後、校了・掲載に至ったものです。

この場を借りまして、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。そして、熊本城をはじめ、被災地の復旧・復興を心よりお祈りしております。

編集企画委員会
法令分科会委員 一同

■ 総論

文化財建造物の活用と保存活用計画
～歴史的建造物を次世代へ継承するために～

石田 陽是

建築文化を育む市民社会は築かれたのか
—モダニズム建築の保存・再生と取り壊しの境界をめぐって

松隈 洋

■ 各論

町家の保存・活用～堺市立町家歴史館としての再生～

下村 優理

熊本城の復旧・復興～未来への継承～

渡辺 広樹

首里城正殿の復元～文化的価値と安全性の両立～

内藤 大哲

縮小期の郊外住宅地

青木 嵩

堺市高倉台近隣センター再生の意義 —堺市高倉台近隣センター土地区画整理事業—

伊丹 昇

広島駅南口広場の再整備等について

木戸 義宏

■ インタビュー

明治監獄の「再生」が問いかけるもの
～奈良監獄ミュージアムと星のや奈良監獄にみる建築の意義～

株式会社星野リゾート

建築家 宮脇檀と住宅地設計
～コモンシティ星田BIを巡って～

積水ハウス株式会社

■ 編集後記

時見正人／日下部美嘉／河野学／吉田悠起／渡邊優人

文化財建造物の活用と保存活用計画

～歴史的建造物を次世代へ継承するために～

文化庁建造物課整備活用部門 文化財調査官 石田陽是

■はじめに

近年、雑誌などで歴史的建造物の改修や活用（図1）に関する記事を見る機会が増えたと感じている。筆者が仕事柄それらの記事へさらに目がいくようになったという要因もあるだろうが、近年の建設費高騰や人手不足などによって新築プロジェクトが延期・中止になる状況をみていると、歴史的建造物を改修・活用する事例やそれらの記事はさらに増えていくのではないかと感じている。

文化庁では、本年2026年の3月に『文化財建造物における保存活用計画作成の手引き』（以下、『手引き』）をHP上に公開した（注1）。「保存活用計画」とは、現役で稼働し頻繁な改変も起こるような活用をしている近代建築などを主な対象として、そのような「活用」と文化財としての「保存」それぞれを両立できるようにするために1990年代に作られた計画の枠組みであり、2018年の改正により文化財保護法（以下、保護法）にも位置付けられたものである（注2）。枠組みができてから約30年が経ち、近年課題も大きくなっていて中々厳しい意見（注3）もいただき、それらの解決の糸口とするために『手引き』を作成・公開した。

本稿では、文化財建造物における保存活用計画とはどのようなものかを紹介しつつ、『手引き』の内容や押さえてほしいポイントなどを見ていきたい。なお、『手引き』において、「文化財建造物」とは「歴史的建造物」とほぼイコールのものと位置付けたため、本稿でも冒頭や必要な場合を除き「文化財建造物」の語を使用していく。また、保存活用計画の具体的な記載内容などについては、本稿では説明できていないため、『手引き』を参照いただきたい。



外観（軽井沢町教育委員会提供）



（左）カフェ利用の様子（右）ショップ利用の様子（株）日比谷花壇提供）

図1 重要文化財（建造物）旧三笠ホテル（長野県北佐久郡軽井沢町）

2019～2025年にかけて保存修理・防災施設整備・活用整備を公費で実施し、運営には民間のノウハウを取り入れる指定管理者制度を導入した事例。町が整備し、指定管理者が入館料に加え、カフェ・物販などの多角的な収益を確保することで、施設の維持管理費を賄うモデルを構築した。

■文化財建造物における保存活用計画とは

●保存活用計画の概要

保存活用計画では、保存と活用の両立のため、文化財としての取り扱いを整理する。文化財建造物の場合、「①文化財としての価値の明示」、「②活用概要（どのように活用するか）の明示、活用に必要な改変の検討・決定」、「③『守るべき箇所』と『改変を許容する箇所』の明確化による守り方のグラデーション化（部分・部位設定）」の3つを軸として（図2）、各種の内容を整理し記載する構成とする（注4）。作成主体は所有者等（注5）だが、実際の作成作業は設計事務所などに委託されることも多い。

●保存活用計画の基本的な構成

各章・各項目の基本的な構成は表1となる。先述の①～③の軸に加え、検討・整理することでさらに良い保存・活用を可能とする項目を含めた構成としている。

●「部分・部位設定」とは

概要で示した軸のうち、「①文化財としての価値の明示」は、指定・登録などがされている文化財建造物ならば、まずは指定・登録時の解説文に示された文化財としての価値を引用すれば良い（注6）。「②活用概要の明示、活用に必要な改変の検討・決定」は、保存活用計画とは別の事業計画など「使い方」に基づいて内容が定まることも多い。そのため、保存活用計画の中で特に整理する内容は「③守り方のグラデーション化（部分・部位設定）」である。

誤解を恐れずに言えば、文化財建造物の保存の根幹は、建造物を構成する部材を守ることである（注7）。部材は、様々な種類のもので構成される。また、文化財建造物は建設当初から今日までの間に改変されていることが大半であり、新旧のものが混在する。これら部材の種類・新旧の違いと、明示された文化財としての価値を照らし合わせると、部材ごとに文化財としての価値を担っている程度が異なることがわかる。その程度を明確化するものが部分・部位設定であり、エリアでグラデーションを設けるものを部分設定、パーツでグラデーションを設けるものを部位設定と呼んでいる。部分・部位設定を行い、明確になった「守るべき箇所」では保存を優先し、「改変を許容する箇所」



図2 文化財建造物の保存活用計画における3つの軸

で活用のために必要な改変を行うことで、保存と活用を両立できるものである。

●近年大きくなった課題

近年、特に国宝・重要文化財（建造物）（以下、「重要文化財」）の保存活用計画において、保存に関する内容の検討が多く、「保存と活用のバランスが取れていない」ものであったり、「作成期間が長期化」しているものが多くみられるようになった。また、2018年の保護法改正により、「現状変更等の手続きを弾力化」という、さらに文化財としての価値を守りつつ「活用」できる手段となる制度も導入されたが、2026年7月現在で事例が2件のみに留まっており、充実する制度を有効活用できていないという状態も続いていた。登録有形文化財（建造物）（以下、「登録文化財」）においても、2018年の改正によって保存活用計画が保護法に位置付けられたが、保存活用計画を作成すると改変できる範囲を自主的に制限することにもなるため、「保存活用計画を作成するメリットは何か」を明確にできずにいた。

■『手引き』の内容

●『手引き』の概要

このような状況の中、『手引き』を作成し公開した。

表1 文化財建造物における保存活用計画の基本的な構成

第1章 計画及び文化財の概要	
計画全体や文化財の概要、対象区域の設定、文化財の価値の明示	
1-1 計画の作成	1-4 計画の概要
1-2 文化財の名称等	1-5 文化財の概要
1-3 計画の対象区域	1-6 文化財保護の経緯
第2章 保存管理計画	
計画対象の文化財建造物の取り扱いを整理	
2-1 保存の基本方針	2-4 管理計画
2-2 部分及び部位の設定	2-5 修理計画
2-3 保存管理の現状	
第3章 環境保全計画	
計画の対象区域の管理方針を整理	
3-1 環境保全の基本方針	3-4 建造物の区分の設定
3-2 環境保全の現状と課題	3-5 樹木等の管理計画
3-3 区域の設定	
第4章 防災計画	
各種災害への対策を整理	
4-1 防火・防犯対策	4-4 鳥獣害対策
4-2 耐震・耐風対策	4-5 その他災害対策
4-3 雨水排水・水害対策	
第5章 活用計画	
活用方針や内容を整理	
5-1 活用の基本方針	5-3 活用に係る改修・整備計画
5-2 活用の基本計画	5-4 実施に向けての課題
第6章 保護に係る諸手続き	
規制や必要な手続きの明示	
6-1 文化財保護法に定める手続きの概要	6-3 保存活用計画に関する手続き
6-2 手続きの内容	6-4 関係法令

保存活用計画の各章・各項目の内容を示したものは、これまで「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」^{（注8）}の文章による解説のみであった。『手引き』では、保存活用計画全体の章立ては変えずに項目の順番や名称などを整理するとともに、各項目の記載内容を図表なども使用して解説し、別添の「「基本型」フォーマット」に記載例を示すことで、作成の期間短縮や手間軽減を狙ったものとした。作成時の留意事項や手続きを弾力化できる制度の解説、関係資料も掲載した。また、後述する「登録文化財」などが建築基準法（以下、建基法）の適用除外を受けることができる制度の紹介や、保存活用計画自体から少し外れる内容だが、収益事業と結びついた文化財建造物の活用の考え方・事例紹介も掲載している（表2）。

現状で発信したい内容を盛り込んだため、ページ数の多い手引きとってしまったが、まずは保存活用計画のメインの内容である1.、2.、の第1～第7項、3. をご覧いただければ幸いである。

●建築基準法の適用除外と保存活用計画

「重要文化財」などの保護法の規定によって指定された建築物は、建基法第3条第1項により建基法の適用除外となる一方、「登録文化財」などの文化財建造物は建基法の現行基準への適合を求められる。その結果、建造物の文化財的な価値を残すことが困難となり、保存・活用を断念し、建て替えられてしまうこともある。

建基法には、文化財的価値を有する建築物の保存を図る観点から、地方公共団体の条例に基づき「保存建築物」として位置付け、特定行政庁が建築審査会の同意を経て、個別に建基法の適用を除外できる制度がある（図3）。条例では、建基法による基準ではなく、各建築物の特性に応じて、多様な手法により、構造・防火・避難などの安全性を確保するための措置について記載した、いわば「適用除外系の保存活

表2 『手引き』の構成

1. 文化財建造物における保存活用計画とは
保存活用計画の役割、効果、「基本型」の概要など
2. 作成時のポイント
文化財種別による役割の違い、部分・部位設定の役割、認定による手続きの弾力化など
3. 「基本型」の解説
保存活用計画の各章・各項目の解説
4. 収益事業と結びついた文化財建造物の活用に向けて
考え方と事例の紹介
5. 登録有形文化財（建造物）等における建築基準法の適用除外に向けて
建築基準法の適用除外を受けることができる制度を紹介
6. 関係資料
報告、指針、関係資料のURLなど
別添 「基本型」フォーマット
記載例を示したフォーマット

用計画」を作成することによって、文化財建造物としての価値を守った改修を可能とし、保存と活用の両立を可能とする。このような制度の対象となる条例は、大きく「地方公共団体の文化財保護条例」と、いわゆる「その他の条例」に分けられる。

『手引き』の5. では、この制度の概要や、適用除外を受ける際の流れなどを紹介する。適用除外の制度を活用する際には、大きく「特にとどの範囲に残すべき価値があるのか」「どのように代替措置を取るのか」の2つを示した書類が求められる。前者は、『手引き』で解説する保存活用計画を作成することで、文化財建造物としての価値と特に守るべき箇所を示し、後者は、先述の「適用除外系の保存活用計画」を作成することで示すことが可能であることを解説している。

■押さえてほしいポイント

●文化財建造物における「保存」と「活用」

「保存：より良い状態にしておくこと」と「活用：その価値や魅力を伝えられる状態で使い続けること」は、「前の世代から引き継いできたものを次世代に継承する」という目的のための手段といえる。もちろん、より良い状態を保ちつつ継承できるならばそれが良いのは間違いないが、そのために使い続けられなくなると、継承していくことは難しい。「保存」と「活用」は二項対立で語られてしまうことも多いが、「前の世代から引き継いできたものを次世代に継承していく」という考えの方向は同じであり、お互いバランスを取ることで、さらにより良い手段となるのである^(注9)。

●部分・部位設定の意図すること

近代建築は当初の部材が良く残る場合も多く、当初もしくは当初に近い部材の多くがすでに取り替えられていることも多い江戸時代以前の建築と同じように取り扱っていると、古い部材すべてを保存したくなる。しかし、保存する部材が多いと活用に必要な改変もできず使い続けていくことができなくなり、「すべて残そうとして、すべて残すことができなくなる」ということにもなってしまう。そのため、「守るべき箇所と改変を許容する箇所を明確にし、バランスの良い保存・活用をでき

る状態にすることで後世に継承できるようにする」ために保存活用計画を作成し、部分・部位設定を行うのである。

「重要文化財」の場合、基本的に指定された建造物全体に規制がかかっているため、「改変を許容する箇所」の抽出を行う^(注10)。一方、「登録文化財」のように建造物全体ではなく部分的に規制がかかっている場合は、大半の箇所において改変することに規制はかかっていないため、「守るべき箇所」の抽出を行う。

●「事業計画」と保存活用計画

文化財としての価値が最も示される活用とは、例えば、寺社・住宅ならば寺社・住宅として同じ用途で使用していくことであるが、こうした活用のあり方を前提としつつも、人口減少など社会状況の大変化を迎えている現在は、文化財建造物を「地域と民間の力で使いながら守る」という視点もさらに重要になっている。そのため、地域と連携した収益事業と結びついた活用により自律的・持続的な運営を目指すことで、文化財の保存にも繋げることが求められる文化財建造物が増えていくことが想定される。

また、収益事業と結びついた活用の場合、大規模な改変を伴うことも想定される。その場合、事業に関する「事業計画」と保存活用計画を同じ体制で検討・作成し、事業運営と文化財建造物としての保存・活用のバランスを取ることも重要であろう。

なお、文化庁では、自律的・持続的な保存・活用を目指す取り組みへの支援として、「ファンドレイジング（資金調達）」という語を用いつつ、活動支援事業の実施^(注11)やハンドブックの刊行^(注12)、文化財の活用などに関する相談窓口を開設している^(注13)。

■保存活用計画や文化財建造物に対する誤解

日々の業務において、保存活用計画や文化財建造物に関する誤解にも出会う。それらは、文化庁における文化財建造物の保護の取り組みが、この20～30年の間に保存を優先したものから活用も含めたものに徐々に変わっていることがうまく伝わっていないために生じた誤解や、それ以前からある誤解など様々だが、誤解を生まないために発信していく重要性を感じている。本稿でもその主なものを紹介したい。

●部位設定はすべての部位でなければならない

保存活用計画において、すべての部屋・箇所で部位設定をし、設定内容を表で示すだけでなく、写真から線を引き、どの部位をどのように設定しているのかを視覚的に明確化するものがみられる。部位設定の全体像の把握という点では良いだろうが、作成期間・手間の増大要因でもある。部位設定は、「守るべき箇所と活用のために改変を許容する箇所」の明確化のために行うものである。活用のための改変などが想定されない場合は、省略しても構わない。

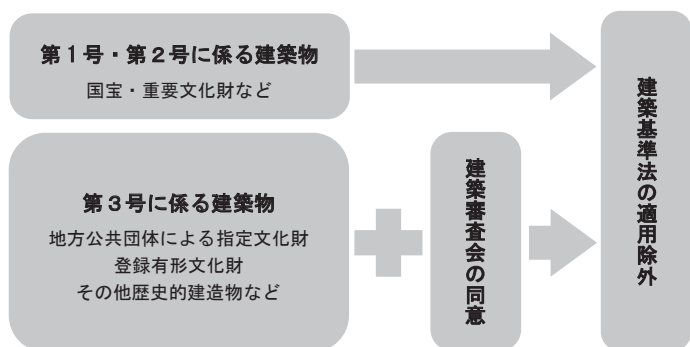


図3 建築基準法第3条第1項による建築基準法の適用除外

建築文化を育む市民社会は築かれたのか —モダニズム建築の保存・再生と取り壊しの境界をめぐって

神奈川県大学教授、京都工芸繊維大学名誉教授 松隈 洋

■ある戦後建築の報道記事から

与えられた「モダニズム建築の保存・活用と取り壊しの境界」というテーマを前に、筆者が偶然にも遭遇した、ある戦後建築の現在進行中の話題から書き始めたい。それは、2026年6月26日、「川崎市民プラザ 市が閉鎖・解体方針」、「住民憩いの場「存続を」」、「新たな施設も不透明 市民団体説明会要求へ」という見出しで大きく報道された新聞記事（『東京新聞』横浜神奈川版）を目にしたことがきっかけだった。以前から伝え聞いていたものの、来年3月に閉鎖し、解体へと進む危機的な状況に置かれているとは思ってもいなかった。

川崎市民プラザは、1979年5月、神奈川県川崎市のほぼ中央に位置する高津区の約3万㎡の緑豊かな高台に開館した総合市民施設である。隣接する清掃工場のごみ焼却の余熱を利用した、全天候型のガラス屋根の架かる3層吹き抜けの屋内広場（写真1）と温水プールを中心に、約500席の小劇場や体育館、会議室や和室などが立体的に配置されている。地下1階、地上3階建て、延床面積約1万3千㎡を誇り、1972年に川崎市が政令指定都市に昇格したことを記念して建設された。設計は、市の建築局建築部と神谷・荘司計画設計事務所の協同で進められ、設計チーム全体を率いたのは、日本大学教授の神谷宏治（1928～2014年）である。基本構想の策定には、建築評論家の川添登と横浜市技監の田村明らが加わり、設計段階では、照明に石井幹子、サイン計画に剣持デザイン事務所、音響設計に石井聖光、アートディレクターに粟津潔が協力するなど、万全の体制によって実現する。けれども、そこには、後年に神谷が回想したとおり、次のような難題も横たわっていた。



写真1 川崎市民プラザ（1979年）の屋内広場（筆者撮影）

「子どもから高齢者までのさまざまな市民のニーズに対応した、このような多目的で総合的な内容の施設は前例がなく、実現に至るまでに川崎市の予想外の苦労があった。文化・学習、体育施設は文部省、福祉施設は厚生省、宿泊施設は労働省の管轄で、補助金を申請したところ「別々に建てろ。さもないと補助できない」という当然だがバカ

げた返事。困り果てた市長は各省の補助金に頼らず厚生年金融資と市の予算を足して、ようやく実現にこぎつけたのである。」（*1）

川崎市民プラザは、縦割りの窮屈な行政のシステムの制約を乗り越え、市長の英断によって初めて実現した先駆的な複合施設だったのである。そして、地球環境問題を取り上げた同書の後書きには、神谷の現代文明に対する違和感と個人的な戦争の記憶が綴られていた。

「東京の夜景は素晴らしい。（…）夜、銀座や新宿の路上に立って、色と光がひしめく街並みを見回すのも悪くない。エネルギーに満ち溢れていて、石油文明の絶頂に立ちあえた高揚感を覚える。しかし、油田から噴き出す炎を連想すると、灯が火になって街全体が燃え上がるイメージに一転する時があり、思わず灯の少ない裏通りへ駆け込みたい衝動に駆られてしまう。

私の体に染み付いた、悪い癖だ。

東京の両国という街で私は育った。（…）1945年3月10日の東京大空襲で、父と私は火に囲まれながら暗がり求めて逃げ回り、我が家から4キロ離れた小学校の校庭のプールに飛び込んで、かろうじて生き残った。（…）あらかじめ落ちあう場所を決めて、燃え上がる我が家から先に逃がした、母と姉と弟たちと再会することはできなかった。そのような環境と体験が生んだ条件反射である。」

このような苛酷な戦争の記憶を胸に、神谷は、この市民が寄り集う建築に全力を注いだのだ。そこには、世代を超えて誰もが安心して交流でき、長く愛される確かな公共空間の姿を追い求めた神谷の切実な思いが込められていたのである。

神谷宏治は、丹下健三（1913～2005年）の戦後の設計活動を支えた番頭格の所員であり、津田塾大学図書館（1954年）、香川県庁舎（1958年）、代々木国立屋内総合競技場（1964年）など、丹下の代表作の担当チーフを務めた。筆者は、縁あって、2009年、丹下の知られざる建築であり、放置されて取り壊しの危機にあった兵庫県淡路島の戦没学徒記念若人の広場（1967年）の批評文（『住宅建築』2009年12月号）の執筆をきっかけに、神谷と出会い、2013年の丹下健三展や香川県庁舎の保存・耐震化などを通して、最晩年に接する機会を持つことができた。そのため、没後とはなったが、2016年4月、川崎市民プラザを訪れ、小さな連載「記憶の建築」で、上記の言葉を引用した拙文（『建築人』2016年5月号）に書き留めていた。

こうした経緯もあり、今回、たまたま目にした新聞記事を放っておかず、執筆した佐藤圭記者に連絡を入れたところ、取材を受けたのだ（*2）。その際、驚いたことに、佐藤や声を挙げた市民にとどまらず、

市の担当職員も、設計者が神谷で丹下の片腕であったこと、そして、『新建築』1979年7月号に掲載された建設経緯や設計主旨など、基本的な情報を持っていない、と言われたのである。佐藤によれば、ネット情報から設計者の神谷にたどり着くことはできなかったという。

たしかに、情報あふれる現代においても、大学で建築を学ばない限り、身近な戦後建築の由来や設計者名を知る回路はほとんど存在しない。また、建設経緯に関する情報も、時の流れの中で人知れず忘れ去られ、当時の資料も残されていないのだろう。このような現実からは、日常的に使われている身近な戦後建築を取り巻く根本的な問題点も見えてくる。

こうして、川崎市民プラザには、今年年間約28万人の利用者があるものの、市は、2025年2月、突如、「耐震補強工事や設備の修繕に相当な費用を投じ、今後も現施設の機能・規模を維持し続けるのは合理的ではない」との判断を下し、「閉鎖、解体方針を明らかにした」のだという。けれども、この「寝耳に水」の方針を知った市民の有志が「存続させる会」を結成、2026年2月、約5千人の署名と、「これまで果たしてきた機能・規模を十分考慮し、建て替えを含めて整備、存続させること」などを求める請願を市議会に提出したのである。

このような経緯を知るとき、神谷の思いが、ここを利用する市民の心に届き、彼の遺した建築が、愛着をもって日常的に使われていたことに気づかされる。しかし、請願によって計画は見直されることはなく、その行方は不透明なままだ。なぜこのような経緯をたどることになってしまうのか。戦後が80年を超え、たくさんの建築が建てられてきた現実を踏まえれば、閉鎖や解体という事態は、全国各地で次々と起きているに違いない。

■ 建築の歴史が共有されない中で

筆者が近年遭遇したいくつかの建築でも、無造作に閉館や解体へと突き進む事例が増えている。2019年から東京都が進める東京都葛西臨海水族園（1989年）（写真2）の同じ敷地内での新館建設による将来的な閉館という方針は、そのような拙速な動きを象徴する。

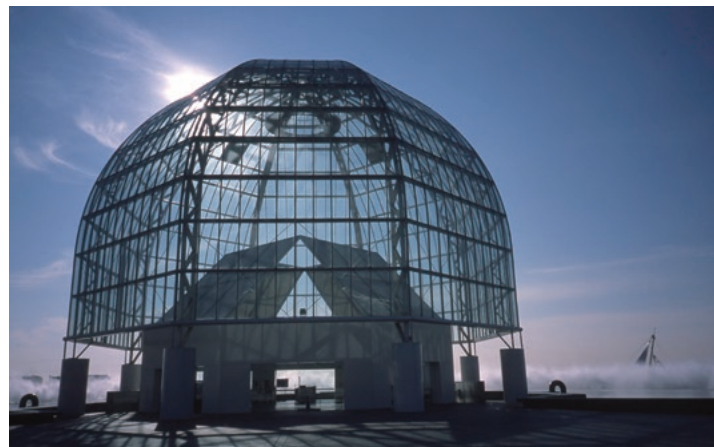


写真2 東京都葛西臨海水族園（1989年）外観（筆者撮影）

「水族園」という名のこの建築は、建設廃材の埋め立て地だった東京湾岸の荒涼とした敷地を、自然との共生を取り戻す緑に覆われた樹林帯と水辺へと修景する自然環境の再生事業として立案された。そのため、設計は、1982年、「高度の文化性、芸術性、創造性を要求されるもの」について「その施設にふさわしい設計候補者を選定する」ことを目的に都が設置した選定委員会による谷口吉生（1937～2024年）の起用に始まる。その選定理由には、「従来の建物中心の水族館とは異なり、園全体を用い」「生態系への理解を深める」施設であり、水族館の設計実績はないものの、谷口が「周囲の自然との調和を配慮したオープンスペースの取り扱いに優れて」いる点が挙げられていた。その意味からも、水族園は、東京都にとって重要な文化的プロジェクトに位置づけられていたのである。

谷口が試みたのは、建築の存在感を極小化し、目の前に広がる東京湾と修景によって新たに生み出される樹林帯を引き立てる斬新なランドスケープによる環境造形の方法だった。こうして、延床面積約1万5千㎡の巨大施設にもかかわらず、直径100mの円盤状の浅い池の下に水族館本体を埋め込み、ガラスのエントランスドームだけが地上に顔を出すシンプルな造形が生み出されていく（*3）。しかも、谷口は、竣工後も関係者と共に周囲の樹林や水景の計画を立て、35年をかけて樹林帯を育て上げ、新宿御苑の1.3倍の77万8千6百㎡の緑あふれる臨海公園を実現させたのである。

しかし、こうして鬱蒼と生い茂った樹林帯の樹木1700本のうち300本だけ残して600本を伐採し、800本を移植して、現在の1.5倍の新しい水族館が建設中なのだ。このことは、当初に掲げられた自然環境の再生という今日のテーマに対する先駆的な試みのもつ歴史的意味も、長い時間をかけて育成された樹林帯の環境的価値も、ないがしろにする民間投資による開発行為を最優先したことを意味する。失われるのは、誰もが等しく過ごすことのできる自然を再生させた公共空間と、ここを訪れた延べ数千万人の人びとの記憶である。

さらに、この事例よりも驚かされるのは、2022年6月に突如発表された国立劇場（1966年）（写真3）の取り壊し再開発計画である。皇居西側の半蔵門に位置する国立劇場は、歌舞伎や文楽など「わが国古来の伝統的な芸能の保存振興のための総合的な中心施設として設置し、ここで伝統芸能の公開、伝承者の育成、研究調査などを中心とする各種事業を行なう」ことを目的に計画された。そのため、記念碑的な国立の文化施設と位置づけられたのだろう。1963年の公開コンペにより、307点の応募案から1等に選ばれた岩本博行（1913～91年）を代表とする竹中工務店設計部案によって建設された。また、竣工翌年からは、伝統芸能の観客の裾野を広げる鑑賞教室がスタートし、延べ8百万人の参加者を集めてきた。



写真3 国立劇場（1966年）外観（筆者撮影）

だが、そんな生きられた歴史を引き継ぐのではなく、「にぎわいのある文化観光拠点」というまったく次元の異なる商業目的により、既存施設をすべて取り壊し、ホテルなどを併設した延べ5万㎡、最高高さ74m、現在の約2倍の巨大な複合ビルを民間資金の活用で建設する無謀な改築計画が突如発表されたのだ。こうして、国立劇場は2023年10月に閉場したものの、計画は中断されたままであり、無情にも時間だけが過ぎていく。そのため、文楽や歌舞伎などの上演だけでなく、稽古や次世代の育成に重大な支障が生じているという。ここにも、建築の歴史と蓄積されてきたものへの理解と敬意を著しく欠いた文化政策の錯誤が露呈している。

■土壇場で解体が回避された建築が培ってきたもの

そのような動きが相次ぐ中で、2026年6月、リニューアル・オープンした宮城県美術館（1981年）（写真4）は、まったく異なる道筋をたどった。2019年11月、宮城県は、公共施設の集約複合化を促進する国の補助金制度を使って、宮城県美術館と旧・宮城県民会館（1964年）などの機能を集約し、現在地から離れた仙台医療センター跡地に移転・新築する方針を発表する。しかし、この取り壊しの危機を前に、多くの市民や美術関係者、東北大学の教員有志らが連携して立ち上がり、新型コロナウイルスの感染拡大という不自由な状況の中で、現地存続を呼びかける粘り強い保存活動が展開されていく。その結果、翌2020年11月、知事が一転して移転断念を表明、この方針策定前に検討されていた当初の目的に従って改修工事が行われ、無事に再開を果たしたのだ。土壇場で解体が回避された背景には理由があった。宮城県美術館は、設計の企画段階から、美術館の理念と運営方法を組み立てる当事者のいる環境が整えられていた。運営理念として、「見る、触れる、創る」、「開かれた美術館」という基本原則が掲げられ、単なる

展示にとどまらず、生涯教育の場を提供し、原則として貸館業務は行わないことも明記される。また、組織面でも、学芸部から独立した普及部を設け、専任の学芸員を配置するなど、地方美術館には前例のなかった方針も示されていく。それは、多くの美術館を手がけてきた最晩年の前川國男（1905～86年）にとって、はじめてとなる恵まれた設計環境でもあった。そして、保存活動の中心を担ったのは、この美術館で育った人たちだったのだ^{（*4）}。宮城県美術館のたどった道筋は、いかにすれば建築が人びとのものとなるのか、というより根源的な問いを引き寄せる。



写真4 宮城県美術館（1981年）外観（筆者撮影）

■「フィンランド建築政策」（1998年）の教え

以上のような、日本の建築をめぐる混沌とした状況を考えようとするとき、遠く北欧フィンランドの建築政策「The Finnish Architectural Policy」（写真5）^{（*5）}が大切な視点を与えてくれる。これは、1998年、フィンランドを代表する建築家アルヴァ・アールト（1898～1976

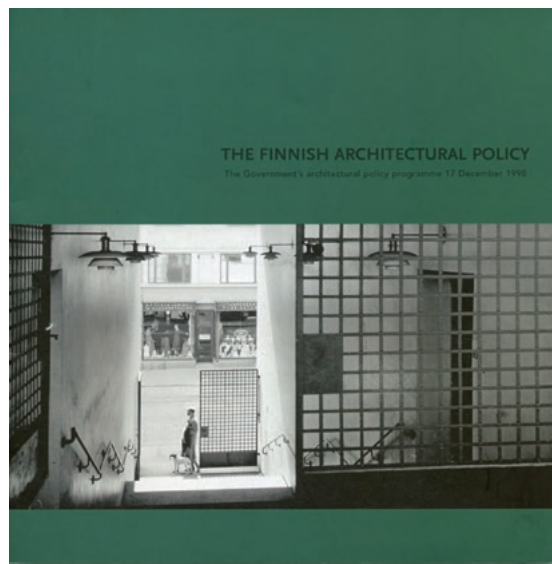


写真5 『The Finnish Architectural Policy』1998年

年)の生誕100年を記念して制定された国の文化政策である。時の総理大臣が記した序文は、次のように始まる。

「実用的であること、永続的であること、美しさ。建築は、これらの評価によって文化をつくりだす。さまざまな時代における社会の中で評価されてきたものは、つくられた環境の中で見ることができる。また今日における評価は未来においても見るができる。それゆえ、建築は大変重要であり、興味深いものなのである。この建築政策の中で、政府は、公共機関が建築の質を高めるために行なう事業の目的を明らかにしている。(…)建築政策は、市民の権利と、彼ら自身の環境に対する責任を負う義務を強調している。それは建築教育や建築についての情報の質を高めることが必要だという理由からである。」

そして、重要な目的として、「公共建築の質を上げ、その管理をより高いレベルにすることによって、我国の建築全体の手本を示すこと」、「良い建築や高い質の建築をより良くするための方法を促進すること」、「専門的な建築教育や調査・研究を通して、技術革新の質を高めること」、「文化的歴史や文化的建築の一部として、建築遺産の保存や環境保護の質を高めること」が提示されていく。また、続く条文には、「良い環境はすべての市民にとって基本的な権利である」と謳われ、ある決議文では、「市民の市民自身の生活環境に関する決議に参加する機会を増やすべきである」と明記されている。

日本には、残念ながら、このような建築文化に対する具体的な政策は存在しない。たしかに、日本国憲法の第25条第1項に、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあり、第2項には、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と書かれている。しかし、それを保証するために必要な住まいや建築についての記述は盛り込まれていないのだ。私たちの身近な生活環境をより良きものとするために必要なこととは何だろうか。

■「市民社会」の現実とル・コルビュジエの言葉

むしろ、問われているのは、住まいや建築を社会的な共有財産としてとらえようとする眼差しが、建築界と社会の間で共有されてきたのか、ということではないか。そう考えるとき、アメリカの政治学者バーバーの次の言葉が鋭く迫ってくる。

「市民社会には〈私たち〉の場所があるべきである。それは、真に私たちのための場所であり、私たちが共有しているもののためであり、共有の中で私たちが育っていく場所である。その場所は民主的でなければならない。」^(※6)

ここで指摘されているような、「〈私たち〉の場所」はあるのだろうか。また、そもそも、それを求めようとする「市民社会」は築かれてきたのか。身近な生活環境を形づくってきたモダニズム建築の保存・再生と取り壊しの境界を考えるには、少なくとも、この言葉に喚起される地点にまで立ち返る必要があるのではなからうか。そして、それは、1943年、モダニズム建築を創始したル・コルビュジエが、学生たちに語りかけた次のメッセージへとつながっていく。

「人が生活する環境について、今までなんの関心も払われなかった。日々が存在、そして街角、広場、自室で費やされる時やそれぞれの瞬間、それは来る日も来る日も、生まれてから死ぬまで繰り返される。このような場所のすべてが感動を秘め、我々が人生に、目覚めたその瞬間から、意識を育んでいくまさに背景となる。」^(※7)

私たちには、「人が生活する環境」が見えているのだろうか。同書の続きには、「都市計画(…)その使命は、我々の文明に、自らの居場所たる家を与えることなのである」とある。人びとの日々の背景となる生活世界への眼差しこそ、モダニズム建築の保存・再生と取り壊しの境界を決定づけるものなのだと思う。そして、その時、問われているのは、私たち建築に携わる人間の立ち位置そのものに他ならない。

註

- *1. 神谷宏治他構成『「成長の限界」からカブ・ヒル村へ』生活書院2007年
- *2. 「川崎市民プラザ解体問題 設計者・神谷宏治さん」『東京新聞』2026年7月8日 横浜神奈川版
- *3. 谷口吉生『私の履歴書―谷口吉生』淡交社2019年、拙文「葛西臨海水族園 失われゆく次世代のコモン」『毎日新聞』2024年6月6日夕刊、拙文「谷口吉生さんを悼む 透明感湛えた空間の光明」『日本経済新聞』2025年1月9日
- *4. 大和田雅人『宮城県美術館 誕生から移転断念まで 未来へつなぐ40年の軌跡』プランニング・オフィス社2022年、宮城県美術館の現地存続を求める県民ネットワーク編著・発行『みんなでまもった美術館 現地存続運動全記録』2021年
- *5. 下記に全頁が公開されている。<https://ace-cae.eu/wp-content/uploads/2024/10/FI-report.pdf>
- *6. ベンジャミン・R・バーバー著、山口晃訳『〈私たち〉の場所―消費社会から市民社会をとりもどす』慶應義塾大学出版会2007年
- *7. 岸田省吾監訳・櫻木直美訳『建築家の講義―ル・コルビュジエ』丸善2006年

まつくま・ひろし



1957年兵庫県生まれ。1980年京都大学建築学科卒業、前川國男建築設計事務所入所。
2000年京都工芸繊維大学助教授。2008年同教授、2023年から現職。2025年から京都芸術大学客員教授。
著書『建築の前夜 前川國男論』により日本建築学会賞(論文)、『未完の建築 前川國男論・戦後編』により毎日出版文化賞、文化庁芸術選奨文部科学大臣賞、日本建築学会著作賞を受賞。

町家の保存・活用

～堺市立町家歴史館としての再生～

堺市文化観光局歴史遺産活用部文化財課主査 下村優理

堺市北西部に位置し、町家や寺社等の歴史的まちなみが残る環濠エリアにおいて、堺市は3件の町家を、未来に継承する歴史遺産として、またその価値や魅力を伝える文化財公開施設として保存整備し、活用している。その経緯や、現在の取組について紹介する。

■ 堺環濠都市北部における町家の保存活用

● 町家活用推進事業

堺市では、環濠エリア北部地区内の歴史的建造物を公開・活用すべく推進を図り、まち歩き交流拠点として整備を行うため、2006年度に北旅籠町周辺地区町家活用基本計画調査、2007・2008年度に旧市街地町家活用推進調査を実施した。その後、山口家住宅、清学院、鉄炮鍛冶屋敷について、所有者の理解を得て、近世の堺を体感できる町家として整備計画・展示計画を立てた上で、国の補助金等を受け順次整備を進めることとした。

いずれも下表のとおり、所有者の「貴重な文化財を後世に引き継ぎ保存活用してほしい」とのご厚志により建物等が市へ寄贈され、保存修理工事を経て市立町家歴史館として開館したものである。

	建物公有化	整備（展示を含む）	開館
山口家住宅	2007年度	2008・2009年度	2009年10月
清学院	2009年度	2010・2011年度	2011年10月
鉄炮鍛冶屋敷	2017年度	2019～2023年度	2024年3月

なお全3館整備後は、建造物や収蔵する歴史資料など、文化財の保存や活用にかかる業務は堺市が直営で行うが、一体的な施設管理、ならびに民間のノウハウやネットワークを活かした利用者サービスの向上、加えて環濠エリア内の他施設・事業者等との連携による誘客や賑わい創出を図るため、指定管理者制度を導入した。

■ 建物概要と町家歴史館としての活用

● 山口家住宅【重要文化財】



山口家住宅

山口家住宅は、1615（慶長20）年の大坂の陣により堺が全焼した直後に建てられた、現存する数少ない江戸時代初期の町家として、1966年に国の重要文化財に指定されている。

山口家は近隣農村の庄屋を務めた家柄で、大梁を架けた開放的な広い土間とそれに面した部屋で構成され、町中にありながら庄屋らしい農家建築の特徴をもつ。江戸時代中期から後期にかけて土蔵や座敷等の接客空間が増築された。

本建物を江戸時代の堺における町家暮らしの様子を理解できる施設として整備することとし、江戸時代の道具類に加えて、季節のしつらいや堺の伝統産業に関する展示・ワークショップも開催している。



土間の大空間を使った「堺五月鯉幀」の展示

● 清学院【国登録有形文化財】



清学院（浜六間筋からみる不動堂・庫裏・門）

清学院は、修験道の道場としての歴史をもち、江戸時代後期から明治時代初期にかけては「清光堂」という名で寺子屋としても使われていた。現存する建物は江戸時代後期に建築されたもので、狭小な敷地に建物が凝縮された市街地の修験道場として独特な形態を示していることから、2002年に国の登録有形文化財となった。

「清光堂」では、日本人で初めてヒマラヤを越えてチベットに入った堺出身の河口慧海も学んだことから、寺子屋の様子を再現し、慧海に関する資料を展示している。2023年度に、河口慧海の業績をより一層紹介できるよう、展示リニューアルを行った。



寺子屋の様子の再現

● 鉄炮鍛冶屋敷（井上関右衛門家住宅）【堺市指定有形文化財】

鉄炮鍛冶屋敷は、全国に唯一残る江戸時代の鉄炮鍛冶の作業場兼住居として、2004年に主屋が、2018年に座敷棟・道具蔵等のその他建物

と敷地全体が堺市の有形文化財に指定されている。2019年度から2022年度にかけて実施した保存修理工事では、建物の痕跡や文献史料（屋敷絵図等）の文化財調査をふまえて、幕末から明治期の姿を基本に復原整備を行った。



鉄砲鍛冶屋敷（中浜筋からみる主屋・座敷棟）

建物整備にあたっては、2018年に堺市歴史的風致維持向上計画（2013年11月認定）に基づく「歴史的風致形成建造物」、ならびに建築基準法第3条第1項第3号の指定（適用除外）を行い、保存活用のための大規模修繕を実施した。詳細は、本誌2020年2月号掲載「鉄砲鍛冶屋敷の整備」を参照されたい。

また、屋敷に伝わっている2万点を超える古文書資料については、2015年度から始まった堺市と関西大学との共同研究調査により、日本の鉄砲生産の歴史を書き換える大きな成果が得られた。鉄砲鍛冶屋敷は、これらの貴重な歴史資料を建物と共に保存・活用することを目的に整備が進められた。

開館後は、鉄砲の取引を物語る実物資料の展示や、「みせの間」や「鍛冶場」等の再現展示、鍛冶の体験コンテンツ等を通して、堺の鉄砲生産の歴史を体感できる施設として活用する一方で、施設内で古文書等の歴史資料を保管し、継続して資料調査を行っている。

■現在の取組

2024年3月以降、市と指定管理者が連携し、文化財の啓発と同時に誘客促進を図っている。

●山口家住宅

原画展・写真展や講演会等を開催。主屋・西土蔵・北土蔵は貸室利用も実施。

●清学院

寺子屋に関係する資料のほか、慧海のご子孫が堺市博物館に寄託している河口慧海資料等の展示を実施。また、慧海の足跡を辿りヒマラヤへ通う冒険家による講演会等も開催。

●鉄砲鍛冶屋敷

常設展示（年4回程度展示替え）に加えて、企画展（年2回）を開催。また、堺環濠都市遺跡の出土遺物の展示も実施。

建築をテーマとした第4回企画展（2025年7月23日～11月24日）では、敷地や建物の変遷を示す絵図等を展示し、保存修理工事や文化財調査の成果を発信した。



第4回企画展「鉄砲鍛冶屋敷の建築―地上と地下のヒミツ―」
資料展示・こども向けツアーの様子

以上のような各館での取組のほか、観光ボランティアガイド等による解説、企画展等に合わせた歴史講座や建物ツアーの実施、周遊イベントへの参加など、各種取組を拡充させている。

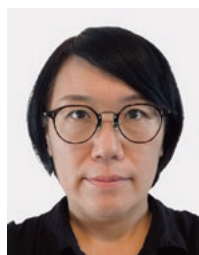
また、歴史的建造物としての価値と魅力をわかりやすく伝えるため、3館それぞれの「たてものみどころマップ」を作成・館内配布を始め、さらに「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪」に参加するなど、積極的に建物の魅力発信に努めている。今後は、こども向け建物探検ツアーなど、次世代への普及啓発事業については、一層充実させ取り組みたいと考えている。



たてものみどころマップ

参考文献

『重要文化財 山口家住宅保存修理工事報告書』堺市／2011年
『登録有形文化財 清学院保存修理工事報告書』堺市／2013年
『堺市指定有形文化財 井上関右衛門家住宅（鉄砲鍛冶屋敷）保存修理工事報告書』堺市／2024年



しもむら・ゆり

2009年入庁。百舌鳥古墳群の世界遺産登録担当を経て、2021年より文化財課にて建造物を中心とした文化財の保存活用及び歴史まちづくりに携わる。

熊本城の復旧・復興 ～未来への継承～

熊本市文化市民局熊本城総合事務所復旧整備課 副課長 渡辺広樹

今年の4月、熊本地震から10年を迎えた。熊本城では今なお長期にわたる復旧事業が続いており、文化財保護と防災・安全対策の両立という大きな課題に挑戦する全国的にも類を見ないプロジェクトとなっている。

■熊本城と熊本地震

熊本城は、国の特別史跡として高い文化財的価値を有するとともに、国内外から多くの来訪者を迎える熊本を代表する観光資源でもある。しかし2016（平成28）年4月14日の前震と16日の本震により、熊本城は甚大な被害を受けた。東十八間櫓及び北十八間櫓は石垣とともに崩落して全壊するなど、国指定重要文化財13棟は全て被災し、石垣についても約3割に膨らみや孕みなどの変状が発生し、約1割が完全に崩落した。瓦が落下し土煙を上げる天守閣や、崩れた石垣の隅石に支えられて残った飯田丸五階櫓の姿は、多くの市民・県民に大きな衝撃を与えた。



平成28年熊本地震 被災直後の天守閣

■復旧基本計画の策定

熊本城の効率的・計画的な復旧と戦略的な公開・活用を着実に進めるため、2018（平成30）年3月に「熊本城復旧基本計画」を策定し、復旧期間を20年と定めて工事や設計を進めてきた。

しかし、実際の事業では石垣ごとの安定評価や復旧手法の検討に想定以上の時間を要することが判明した。文化財としての保存と安全確保のための補強の両立には高度な専門的検討が必要だったためである。このような状況を踏まえ、2023（令和5）年3月には計画を改定し、復旧完了目標年度を2052年度と見直した。

■重要文化財建造物の復旧

重要文化財建造物の復旧は、これまで引き継いできた文化財としての価値を後世に残していくことが重要になる。解体修理を行う際には、部材一つひとつに番付札を付けながら慎重に解体し、瓦についても打診調査や寸法測定を行い、出来る限り再利用しなければならない。伝

統工法により「地震直前の状態」に復旧することを基本とするが、耐震・耐風対策などの防災機能についても検討を行う。

補強が必要な場合は、

ア 意匠を損なわないこと

イ 部材を傷めないこと

ウ 可逆的であること（将来的に元の状態へ戻せること）

エ 区別可能であること（後世に補修部分が判別できること）

オ 最小限の補強であること

という文化財修理の基本原則を踏まえながら検討を行っている。文化財保護と安全確保の両立は容易ではないが、この考え方が熊本城復旧事業全体の根幹となっている。

これまでに国指定重要文化財13棟のうち長堀と監物櫓の2棟が復旧した。長堀ではコンクリート基礎やステンレス筋かいの導入、監物櫓では木製格子壁の新設など、歴史的価値を損なわない範囲で耐震・耐風性能の向上を図っている。



長堀のステンレス筋かいとコンクリート基礎による耐震補強



監物櫓の木造格子壁による耐震補強

現在は、田子櫓をはじめとする重要文化財群の復旧工事を進めている。被害が大きい田子櫓及び七間櫓は全解体修理、その他の櫓は骨組

本稿は、2026年7月16日に校了（全文確定）した論考である。

熊本城は同28日に発生した「令和8年熊本地震」により再び被害を受けており、現在（8月）、被害調査及び応急対応に全力で取り組んでいる。熊本城を取巻く状況は大きく変化しており、本稿の内容と一致しない部分もあることをご了承ください。

みを残す半解体修理と、被害の程度に応じて最適な工法を選択している。また、内部には新たな鉄骨フレームを設置し、外観を変えることなく耐震性能を向上させる。

さらに「第三の天守」とも呼ばれる宇土櫓については、2025（令和7）年に五階櫓の解体保存工事が完了した。工事期間中は月に一回、工事を実施しない日に素屋根内の特別公開を行い、多くの方に解体が進む宇土櫓の姿を間近でご覧いただいた。今後は続櫓下石垣の修理工事と建造物の復旧工事を進め、2032（令和14）年度までの完成を目指す。



宇土櫓素屋根内の特別公開

■天守閣の復旧

復興のシンボルとして最優先で復旧に取り組んだのが天守閣である。2017（平成29）年から本格的に復旧に着手し、2021（令和3）年3月に復旧工事が完了、同年6月から内部公開を開始した。復旧に際しては、地震前からの課題でもあった耐震化とバリアフリー化もあわせて取り組んだ。ブレースや耐震壁に加え、オイルダンパーと摩擦ダンパーを組み合わせた制振システムを導入し、瓦の軽量化も実施することで安全性の向上を図った。さらにエレベーターやスロープ、多目的トイレを整備し、展示についても多言語対応や触知展示を導入することで、誰もが利用しやすい施設へと生まれ変わっている。



小天守地下1階の制振ダンパー

■特別見学通路

熊本城復旧事業の大きな特徴の一つが、「復旧過程の段階的公開と活用」であり、その象徴が、復旧工事の進行を妨げることなく、かつ多くの方々が地上約6mの高さから安全に被災状況や復旧の様子を見学できる特別見学通路である。設置にあたっては地下遺構を傷めない構造とするとともに、安全性を確保するため石垣の崩落範囲を三次元データで解析しながら設計を行った。また、スロープやエレベーターを備えたバリアフリー構造とし、多くの方々が安全に利用できるよう配慮している。2020（令和2）年6月の供用開始以降、多くの方に特別見学通路上から今しか見ることができない復旧過程をご覧いただいている。



特別見学通路

■未来への継承

熊本城の復旧は2052年度まで続く長期事業であり、今後重要となるのが技術継承と人材育成と考えている。伝統技法を担う職人や文化財技術者の育成なくして、この事業を完遂することはできない。若手技術者や学生を対象とした研修などを通じて、次世代への技術継承に取り組んでいる。熊本城の復旧は、単なる原状回復ではなく、文化財保護と安全性向上の両立を目指す挑戦でもある。これまで蓄積された知見や技術は、今後、全国の文化財建造物や城郭石垣の保存にも活かされていくものと思われる。震災の記憶とともに、復旧の歩みそのものを未来へ継承していくことが、私たちに課せられた使命である。



わたなべ ひろき

1997（平成9）年4月入庁

主な職歴 建築計画課、住宅政策課、震災住宅支援課、動植物園、等

2024（令和6）年4月より現職

首里城正殿の復元 ～文化的価値と安全性の両立～

内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課 内藤大哲

■はじめに

首里城正殿とその両脇にある西之廊下、南之廊下が本年11月22日に完成を迎える。本稿では、正殿が有する文化的価値と法令が求める安全性をどのように両立したかをご紹介します。

■首里城正殿の復元に至るまでの経緯

首里城は1429年から1879年まで存在した琉球王国の行政機関兼王宮である。戦前の首里城は1712年に再建されたもので、1925年に古社寺保存法の特別保護建造物に指定され、同法廃止時に国宝保存法により国宝扱いとなった。沖縄戦で焼失後、1986年に沖縄復帰記念事業として国営沖縄記念公園首里城地区を整備することが決定し、1712年に再建されて1925年に国宝指定された正殿の復元を目指して整備が進められ、1992年以降順次開園された^{※1}。また、首里城跡（地下遺構）は2000年に「琉球王国グスク及び関連遺産群」の一つとして世界文化遺産に登録された。

2019年2月に全面開園を迎えたが、同年10月31日未明に発生した火災により正殿を含む9棟が全焼又は一部焼失した。同年12月に首里城復元のための関係閣僚会議で「首里城復元に向けた基本的な方針」が決定され、正殿は前回の復元（以下、平成復元）と同様に1925年に国宝指定されたものに復元することを原則とし、平成復元後に確認された資料等を反映することや、今般の火災を踏まえた防火対策の強化等を行うといった方針が示された。翌年3月には「首里城正殿等の復元に向けた工程表」が同会議で決定され、2026年までの正殿復元を目指すこととされた。

具体の検討にあたり、当局では有識者により構成される「首里城復元に向けた技術検討委員会」（以下、委員会）を設置し、平成復元後に得られた新たな知見や防火対策などを踏まえ整備に反映した。新たな知見の代表例としては、朱色の塗装の仕様が変更されたことが挙げられる。平成復元においてはどのような顔料が不明だったため市販の弁柄が使用されたが、その後の研究で名護市久志周辺の水辺に存在する鉄バクテリアにより生成される顔料「久志間切弁柄」（くしまぎりべんがら）である可能性が高いと判明した。この天然の顔料を採用した結果、平成復元よ

り落ち着いた色味となっている。また、平成復元後に1877年撮影のフランス海軍古写真が新たに発見され、この写真は現在確認できる最古のものであることから、その分析結果を整備に反映した。具体的には、正殿の向拝奥の彫刻物を見直し、西之廊下を大きくするなどしている。

■正殿の建築基準法上の整理

往時の正殿は現行の建築基準法には適合しないことから、遺構や図面、古写真などにに基づき往時の材料や工法で内外部を忠実に復元するためには、同法第3条第1項第4号により適用除外とする必要があった。建築審査会において、委員会での議論を経て整備される「原形を再現する建築物」が往時の正殿に準じた文化的価値を有することが認められたが、「原形の再現がやむを得ない」と認められるためには安全性（法適合性）の確保が求められ、防火対策、避難安全性、構造安全性などの点から現行法に適合しない事項について代替措置を取ることとなった。

防火対策については、今般の火災の教訓を踏まえた見直しを行い、様々な出火要因を想定した上で、火災の各段階に応じた対策を講じた。電気系統からの出火を未然に防ぐため、漏電遮断器、感震ブレーカー、絶縁監視装置等を採用し、夜間でも鮮明な映像を撮影できる低照度型監視カメラ（火報連動・動体検知機能付）を採用した。出火後には火災を早期発見するため、炎が大きくなる前に感知できるアナログ式煙感知器、極小火源を感知できる放火監視センサー、火災報知器の作動箇所を特定できるR型受信機、火災報知装置と連動して消防機関へ自動通報する火災通報装置を採用した。また、初期消火のため、閉鎖型・予作動式スプリンクラー（湿式）や1人で操作できる広範囲型2号消火栓を採用した。正殿以外で出火した際に正殿への延焼を防ぐため、軒裏の化粧板を厚くし、面戸板に不燃板を貼り付けるなどの防火補強を行い、ドレンチャーを軒裏・外壁に向けて放水するよう設置した。ドレンチャーは火災の状況に応じて放水できるよう放水範囲の系統を分け、消火用水源の有効利用を図った。消火活動に当たっては、消防隊のポンプ車は城郭内に入れないため、城郭内に連結送水管を敷設し放水口を複数設置するこ



正殿の防災設備等のイメージ図



素屋根等の整備状況（2024年9月5日時点）（提供：国営沖縄記念公園事務所）

とで迅速な消火を可能にした。消火水槽・防火水槽も増設した。

避難安全性については、将来的に黄金御殿（くがにうどうん）が完成するまでは正殿2階から屋外までの二方向避難が確保できないため、平成復元にもあった正殿内部の鉄骨階段に加え、暫定措置として正殿外部に仮設階段棟を設置した。更に、避難時に煙等からの安全を確保するために1階の鉄骨階段廻りに防煙のための区画を設け、他の階段には1階で火災が起きた場合に煙が上がらないよう透明シートによる防煙垂壁を設置した。また、木造の復元であることから不燃化等の措置を取ることが難しく、1階の天井も低いため、1階での火災時に早期にフラッシュオーバーが発生する可能性があることから、避難安全検証により煙降下前かつフラッシュオーバー発生前に避難が完了することを確認した。

構造安全性については、見え隠れとなる床下足固め貫や壁部分への構造用合板等による補強、柱から貫の抜け出しを防ぐための金物補強、来館者から見えない場所への水平プレースの設置、外周屋根面への化粧裏板の釘止めによる補強等を行い、時刻歴応答解析により安全性を確認し（一社）日本建築センターの構造評定を取得した。なお、構造材は国産ヒノキを基本とし、往時の使用材料のオキナワウラジロガシやイヌマキも一部使用している。これらの材は実験によりヒノキの設計基準強度と同等以上であることを確認し、ヒノキの設計基準強度を採用した。

以上の措置※2を講じたため往時とは異なる部分が多数存在するが、往時の意匠や雰囲気損なわないよう配置や色調に配慮し、やむを得ない場合は最小限の範囲で改変している。また、往時に無かった付加物は、往時のものと区別可能なものとしつつも意匠上違和感のないものとする。ことで、文化的価値と安全性（法適合性）を両立している。

なお、西之廊下と南之廊下は1925年当時存在せず、国宝指定されなかったことから、今回の復元に当たっては建築基準法が適用されており、建築基準法上の1棟（正殿、西之廊下、南之廊下）の中に適用部分と適用除外部分がある状態となっている。また、正殿の工事は施工中の正殿を雨風から守るための素屋根や木材倉庫・原寸場と呼ばれる建屋

の中で行われ、素屋根に隣接して3階建ての見学エリアが設けられたが、これらは建築基準法第85条第2項により一部規定の適用が除外された。ただし、見学エリアの昇降機は来園者が使用するため計画通知を要し、また、同法第12条第5項により安全・避難に関する計画を報告している。なお、消防法は全面的に適用されており、また、地下遺構があることから文化財保護法による現状変更申請が必要となっている。

■今後の整備について

現在、正殿前の御庭（うなー）に面する北殿の設計を進めており、その後も御庭南側の施設群の復元が構想されている。これらは準復元（木造で間取りは一部想定）又は外観復元（RC造）で、建築基準法など各種法令が適用されるが、同時に御庭を中心とした歴史的景観の確保も求められる。例えば、北殿の設計の際、御庭内の見学ルート上の約1mの高低差をどのように解消するかが問題となった。往時の階段は現行法には適合せず、往時にはなかったスロープも設ける必要があったため、10以上の案を委員会に諮った。どのように解決したかは、北殿完成後に現地をご確認いただきたい。

以上のように首里城の復元には文化的価値と安全性の両立が必要で、それが本事業の難しさであり、面白さでもある。建築に携わる皆様においては、復元された歴史的空間だけでなく、それを成立させるための建築的な工夫にご注目いただくと新しい首里城をより一層楽しめると思う。

※1 由緒沿革、平成復元の経緯などについては、平成復元の記録を参照。

https://oki-park.jp/shurijo/digital_museum/7018

※2 平成復元からの変更点は委員会作成の「首里城復元 令和の正殿」を参照。https://oki-park.jp/userfiles/files/3_shurijofukugen-2.pdf



ないとう・ひろあき
1988年生まれ
2013年国土交通省入省
2024年より現職



左から西之廊下、正殿、南之廊下（2026年7月6日時点）

縮小期の郊外住宅地

大阪大学大学院 工学研究科 助教 青木 嵩

■郊外の拡大と都市圏

●拡大から縮小へ

既知のことではあるが、我が国において郊外地域の拡大が本格的に進出したのは、第二次世界大戦後のことである。1960年代から1980年代にかけて市街地が急速に拡大し、郊外住宅地をはじめとする多くの住宅地が、都心へ通勤する核家族世帯の受け皿として整備されてきた。しかしながら人口増加と経済成長を前提とした都市圏の拡大は、東京などの一部地域を除いて20世紀末までにほぼ終わりを迎える。例えば、京阪神都市圏を対象に2020年時点の人口集中地区（DID）を市街化した年代ごとに描き分けると、1980年代までに大凡の地域が市街化している反面、1990年代以降の市街化地域は限られることが見て取れる（図1）。

人口減少が始まると、その影響は都市圏の外縁部だけでなく、都心近郊や鉄道駅周辺を含む広い範囲に渡る。京阪神都市圏内では、1990年から2020年までの間に人口減少へ転じた市区町村が全体の約6割に達しており、京都市、大阪市、神戸市の一部や高槻市などでも確認された。さらに、人口減少は自治体全域で均等に進むのではなく、局所的かつ飛び地状に発生しており、自治体の境界を跨ぐ形で生じる場合も多い。

都市圏の拡大を前提に整備された地域は、人口減少が進む現在、必ずしも適切な規模とは言い難い。人口減少に端を発する空き地や空き家、遊休地の増加に加え、女性の就業拡大や共働き世帯の拡大によって、保育・送迎、近隣就労、買い物などの居住ニーズと、従来の郊外住宅地の機能との間にミスマッチが生じている。家族社会学で言う近代家族像が次のフェーズへと移行し、人々の暮らし方と価値観が変化・多様化するなかでは、高経年化した都市機能の更新を改めて検討する必要がある。人口減少による低密度化は、外延部から始まるとは限らない。そして都心近郊や鉄道駅に近ければ人口や都市機能が維持されるというわけでもなくなっている。本稿では、主に京阪神都市圏を中心に、こうした郊外住宅地の現在地を探る。

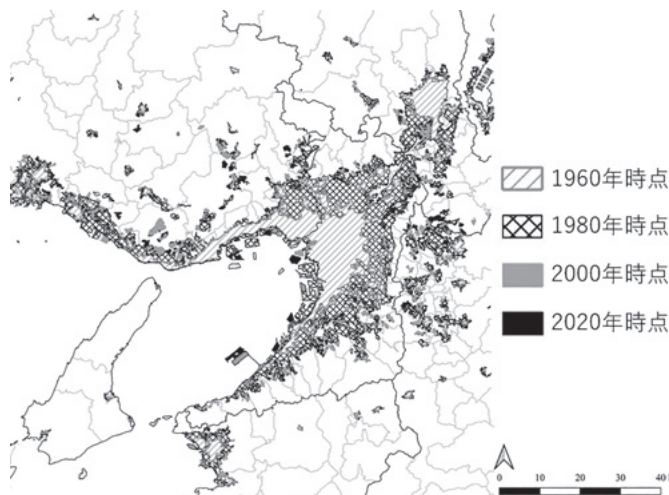


図1 京阪神都市圏の人口集中地区（DID）の拡大

■郊外住宅の現在地

●郊外のセグリゲーション

これまでの郊外住宅地は、都心へ通勤する男性と専業主婦（あるいはパートタイム従事的女性）、子どもからなる核家族世帯を標準的な居住者として計画されてきた。郊外住宅地の課題として、真っ先に思い浮かぶのは、居住者の高齢化だろう。確かに、比率としては高齢世帯が多くなりやすい。しかしながら、一方で新しく流入してくる世帯に注目してみると、各郊外住宅地によってその様相は少しずつ異なっている。これまで郊外住宅地（あるいはニュータウン）として一律に捉えられやすかったこれら地域だが、その特徴および実態の均質性は崩れつつあり、居住者像の分化（セグリゲーション）が生じていることが伺える。

●変容する郊外住宅地の居住者像

一番わかりやすいセグリゲーションは、流入してくる世代である。京阪神都市圏には、国土交通省の定義に基づく約220の郊外住宅地が存在する。そのなかで比較的若い世帯の集まる郊外住宅地は、都心間の鉄道線路沿い、なかでも鉄道駅に近い住宅地などの利便性の高い地域が多い。一方で子育て世帯以上が主に入ってきている郊外住宅地は、京阪神都市圏全体に分散しており、比較的規模の大きい住宅地が該当しやすい。また前期高齢者世帯の流入が見られた地域は、比較的都市圏の外縁部に位置するニュータウンが多い。そのため、新規流入世代から見た郊外住宅地のセグリゲーションは、都心近郊から都市圏外縁部に向かうに従い若年世帯・中年世帯・高齢者世帯と遷移する形で生じている。

また居住実態によるセグリゲーションもある。先述の若い世代が流入する郊外住宅地では、共同住宅比率が2005年より増加傾向にある点や公的開発が多いことがわかっており、近年の若年層は、これまでのような持家中心ではなく、賃貸居住という選択肢を郊外住宅地に求めていると推察される。一方、子育て世帯の社会増が見られる住宅地では、持家率の増加が確認されており、従来の郊外住宅地居住世帯と同じく持家を求めて流入してきていると見られる。しかしながら共同住宅比率も増加していることから、従来と少々異なる点として、必ずしも持家戸建て住宅にこだわっているわけではないことがあげられる。

●生業と生活圏から見る郊外住宅地

居住者が従事する産業についても分化が生じている。従来の均質な郊外住宅地のイメージでは、都心通勤のホワイトカラーか、住宅地近隣でのパートタイムが主流であった。当然ながら現代でも、前者のようないわゆる知識集約型産業の従事者が中心の郊外住宅地も存在する。しかしながら、労働集約型産業に従事する居住者が増加している郊外住宅地も確認されている。また多様な産業従事者が混在する住宅地もあれば、特定の産業に偏重する地域も現れており、郊外住宅地は均質な中間層の居住地ではなくなっている。

また、面白い傾向として、農林漁業などの第一次産業に従事する人たちが増えている郊外住宅地も確認される（図2）。これまでも郊外住宅地の周囲に地元の農作物を購入できる直売所や貸農園などが整備されることはあった。しかしながら人々の生業は、あくまで都心や近隣に開発された工業団地等が中心となっていた。それが、現在では、居住者の一部に限られるとはいえ、郊外住宅地に住まい、その近隣の農村で働くというライフスタイルが成り立ちつつある。こうした傾向は、京阪神都市圏だけではなく、東京都市圏、中京都市圏に加えて、札幌都市圏、仙台都市圏、広島都市圏、北九州・福岡都市圏などでも確認できる。

このような働く場の近郊化・脱都心化は2010年代でも確認された。そのうえで日常生活まで目を通すと、買い物や余暇活動も郊外の駅周辺に集まり、都心と郊外だけでは捉えられない生活圏が形成されつつある。鉄道会社と共同で行ったアンケート調査では、従来の都心と結びつく生活圏のほかに、地方都市と結びつく生活圏、地方都市と近隣住宅地を利用する生活圏、近隣住宅地を中心とする生活圏、都心と沿線の他駅を利用する生活圏、都心へ出ず沿線の他駅を利用する生活圏の6類型が確認された。奈良、和歌山、姫路などの地方都市や、西宮北口、樟葉などの沿線拠点も郊外生活を支えている。今後は、周辺自治体や農山漁村、地方中心市街地との連携を通じ、地域間で就業や生活機能を補完することが重要である。



図2 農業人口が増加する郊外住宅地

●郊外住宅地のデグレード

とは言え、こうしたセグリゲーションは、所得や雇用の格差とも結びつく。相対的に所得が低く、非正規雇用率が高い産業の従事者が多い地域は、地価が比較的安い場所に立地する傾向がある。世帯所得200万円未満の割合と、貯蓄を保有しない世帯の割合から相対的貧困化リスクを捉えると、両方の指標が高い郊外住宅地の割合は、2010年

の3.2%から2020年には13.1%へと増加した。また筆者が独自で行ったアンケートでも、非正規雇用×非正規雇用の共働き中年世帯が一定数、これら郊外住宅地に居住していることも伺えた。こうした郊外住宅地において、開発当初や成熟期と比べて所得の低下や居住者世帯構成の不均質化などの要因から計画意図と反する実像の劣化を郊外のデグレードと捉え、課題と見る。郊外住宅地は高齢化や空き家の問題だけでなく、低所得化、雇用の不安定化、社会的孤立といった問題を抱え始めている。そのため、住宅地再生では建物や公共空間の更新だけでなく、福祉、就労支援、移動支援、居場所づくりなどを含むセーフティーネットの整備が不可欠となる。

■最後に

京阪神の郊外住宅地は、都心へ通勤する核家族世帯を想定したベッドタウンとして整備され、均質な居住者像を前提に維持されてきた。しかし現在では、世帯構造や働き方、生活圏が多様化し、従来の前提は崩れつつある。今後は、各地域が固有の魅力や役割を持ちながら、多様な世代や所得、ライフスタイルを受け入れることが求められる。また、人口減少や都市機能の縮退は自治体内で完結しないため、隣接自治体や鉄道沿線上の地域が連携し、機能を補完する必要がある。居住地は勤務地や世帯構成、所得、親族関係などの条件に左右される一方、暮らしの豊かさには居住地を越えた生活圏の形成が重要である。都心への接続だけでなく、郊外間や周辺の農山漁村、都市圏外への移動を支え、自然、歴史文化、遊びや学びの場を生活圏に取り込むことで、郊外住宅地を単なる「住む場所」から、多様な暮らしを実現する「ライフスタイル都市」へ転換していくことが求められるだろう。

参考文献

- 1) AOKI, T., & ITAMI, E. (2024) What is the Role of Workplaces Developed Proximity to Suburban Residential Areas for the Future Urban Compactness?, *Urban and Regional Planning Review*, 11 pp.1-21
- 2) 青木嵩 (2022) 新規居住者の世代類型に基づくニュータウンのセグリゲーションに関する考察—人口減少傾向を伴う大都市圏：京阪神圏下のニュータウンを対象に—, *都市計画論文集*, 57 (2), pp.432-441
- 3) 青木嵩, 伊丹絵美子 (2025) 人口減少社会における大都市圏郊外住宅地の相対的貧困化に関する研究, *全労済協会公募委託調査研究報告書*, 86 pp.7-48

他



あおき・たかし

1991年横浜生まれ、神戸育ち。
2021年3月 関西学院大学大学院総合政策研究科博士後期課程修了。都市解析、都市計画を専門として郊外住宅地、縮小都市、大都市圏辺縁部の新たな生活圏の研究を行う。
著書『鉄道と郊外』鹿島出版会。

堺市高倉台近隣センター再生の意義 —堺市高倉台近隣センター土地区画整理事業—

堺市 泉北ニューデザイン推進室 伊丹 昇



高倉台近隣センター（2026年7月現在）

■ニュータウンの成熟化と拠点機能の低下

●人口減少と高齢化の進行

泉北ニュータウンは、高度経済成長期に開発され、1967年のまちびらき以来、多くの人々の暮らしを支えてきたが、近年は人口減少や高齢化の進行、施設の老朽化といった課題が顕在化し、地域の活力は徐々に低下している。

●近隣センターの機能低下

その中心的役割を担ってきた高倉台近隣センターにおいても、核店舗であるスーパーマーケットの閉店によりにぎわいが失われ、さらに府営高倉台センター住宅1・3号棟の用途廃止が決定されるなど、地域の生活拠点としての機能の低下が進んでいた。



事業前の高倉台近隣センター（左奥は高倉台センター住宅3号棟）

■再生に向けた検討と事業化、完了までのあゆみ

●検討体制の構築と土地区画整理事業の着手

こうした状況を受け、2015年6月に近隣センター内の関係者、校区自治連合会、大阪府及び堺市などが参画する「高倉台近隣センター再生検討懇話会」が設置され、再生に向けた基本構想案を策定した。翌年8月には地権者による「高倉台近隣センター再生検討協議会」に組織再編され、土地区画整理事業による事業化を決定し、2018年1月に事業に際して同協議会が業務代行者となることを前提として事業協力者の公募が行われた。その後も継続的な検討と調整を重ね、2023年3月には「堺市高倉台近隣センター土地区画整理組合」が設立され、業務代行方式による組合施行の土地区画整理事業に着手した。

●一団地認定の取消しから事業完了へ

2024年7月には建築基準法第86条の5第2項に基づく一団地認定の取消しが行われるなど、事業推進に必要な制度的整理も進められ、2026年5月28日に組合解散を迎えた。



事業前の高倉台近隣センター（右奥は高倉台センター住宅1号棟）

■近隣センター再生の基本理念

●生活機能とコミュニティの維持 ～受け継ぐ～

本事業の特徴は、「生活機能とコミュニティの維持」、「土地利用再編によるにぎわい創出」、「多世代共生と持続可能なまちづくり」という理念に基づき、地域が求める機能の再構築を図っている点にある。

まず、「生活機能とコミュニティの維持」という観点では、地域会館や郵便局といった生活に密着した施設について、再配置や再整備を行いながら機能を維持した点が重要である。これにより、住民の生活の連続性が担保され、長年にわたり形成されてきた地域への愛着やコミュニティのつながりが保たれている。



新しい高倉台地域会館（2025年9月竣工）

●土地利用再編によるにぎわい創出 ～活かし～

次に「土地利用再編によるにぎわい創出」という観点では、土地区画整理事業の特性を活かし、老朽化した住宅や空洞化した施設用地を一体的に再編することで、効率的かつ魅力的な土地利用への転換が図られている。2025年8月には、地域住民のニーズが高いスーパーマーケット及びドラッグストアが開店し、同年9月には地域会館が竣工した。さらに、2026年1月には郵便局のリニューアルも実現した。これらの施設は単なる生活利便性にとどまらず、人々が集い交流する場として機能し、近隣センターに再びにぎわいを創出している。これは、従来の近隣センターの役割を現代の生活様式に適應させたものと言える。



スーパーマーケット、ドラッグストア及び郵便局

加えて、今後は府営高倉台センター住宅活用用地での整備計画も予定されており、更なる機能充実とにぎわいの向上が期待される。

●多世代共生と持続可能なまちづくり ～そして未来へつなぐ～

そして、本事業は「多世代共生と持続可能なまちづくり」という観点からも重要な意義を有する。高齢化が進行する地域においては、徒歩圏内で生活が完結する環境の整備や多世代が共存できる空間の創出が不可欠である。本事業により、生活利便施設が身近に確保されたことは、安心して暮らし続けられる基盤の形成につながっている。また、地域会館をはじめとする公共空間の整備に併せ、バリアフリー化や動線の改善など、誰もが利用しやすい環境づくりが進められたことは、多世代共生の実現にも寄与している。さらに、地権者・事業者・行政が連携して事業を推進したプロセス自体が、地域主体のまちづくりを支える協働の基盤形成に資するものとなっている。

■持続可能な都市再生への示唆と今後への期待

●価値の継承と刷新と世代を超えた拠点形成

このように、高倉台近隣センターの再生は、単なる施設更新にとどまるものではなく、地域の歴史や価値を尊重しながら、新たな時代にふさわしい形へと再構築する取組である。過去を受け継ぎ、その価値を活かし、次世代へとつないでいくという循環は、持続可能なまちづくりの本質を示すものであり、本事業は今後の都市再生に対して有益な示唆を与える事例と言えるだろう。

今後も、高倉台近隣センターが世代を超えて人々が集う場として、にぎわいと交流を生み出し続けることを期待する。

【事業概要】

事業名：堺市高倉台近隣センター土地区画整理事業

施行者：堺市高倉台近隣センター土地区画整理組合

（理事長：辻野 佳成／地権者10者〔一般地権者8者、大阪府、堺市〕）

※組合解散時

業務代行者：

- ・株式会社エスコン
- ・株式会社URリンケージ西日本支社
- ・村本建設株式会社大阪支店



いたみ のぼる

1979年堺市入庁

土地区画整理事業や沿道整備街路事業などを担当し、宅地安全課長を経て2016年から泉北ニューデザイン推進室にて堺市高倉台近隣センター土地区画整理事業を担当してきた。

広島駅南口広場の再整備等について

広島市道路交通局交通施設整備部広島駅南口整備担当 主任技師 木戸義宏

■ 広島市の取組み

広島市は、一級河川太田川河口付近のデルタ部を中心に発展してきた都市である。そのデルタ北東部に位置する「広島駅周辺地区」とデルタ中央部に位置する「紙屋町・八丁堀地区」を都心の東西の核と位置付け、この2つの地区に都市機能の集積・強化を図ることにより、それぞれが活力と賑わいのエンジンを持ち、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を進めている。(図1参照)

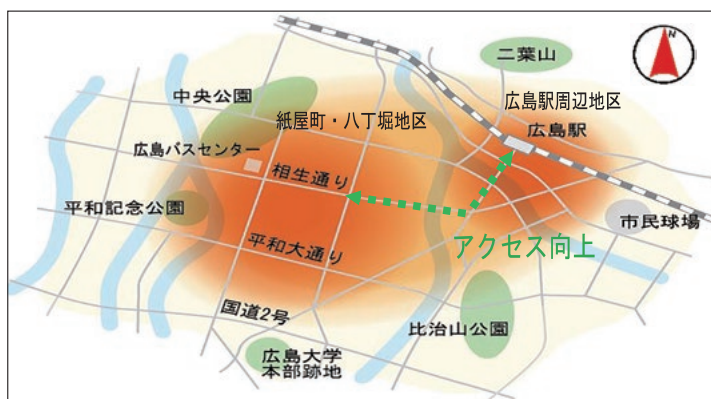


図1 「楕円形の都心づくり」のイメージ図

このうち、広島の陸の玄関である「広島駅周辺地区」では、市街地再開発事業や土地区画整理事業などが完了しており、その中心となる広島駅は、広域的な交通結節点としての機能を強化していく必要がある。

このため、「広島駅周辺地区」の総仕上げとして、広島駅南口広場の再整備を行うとともに、路面電車駅前大橋ルートの新設などにより、陸の玄関にふさわしいまちづくりを進めている。

■ 事業の概要等

(1) 路面電車の機能強化等

市民の足を支える路面電車については、広島駅と紙屋町・八丁堀地区間の所要時間の短縮などを図る駅前大橋ルートを新設するとともに、既存路線を活用して市内中心部を環状で結ぶ循環ルートを整備し、沿線地域の利便性の確保や回遊性の向上などを図る。(図2参照)



図2 路面電車ルート図

新設した駅前大橋ルートは、猿猴川から南口広場まで高架区間となるが、駅前大橋と大州通りの間は、地下にイベント広場があるため橋脚を建てず、軽量盛土構造を採用している。路面電車は、JR改札や自由通路と同じレベルとなる駅ビルの2階に乗り入れ、これまでの地上レベルからの上下移動がなくなり、乗降場が近くなるため、JR線との乗り継ぎが格段に向上する。(図3参照)

なお、駅前大橋ルート等の整備により廃線となる区間については、道路空間の利活用に取り組むこととしており、地元関係者等の意見を聞きながら、当該地区のにぎわいや快適な歩行環境の創出につながる再整備案の検討を進めている。

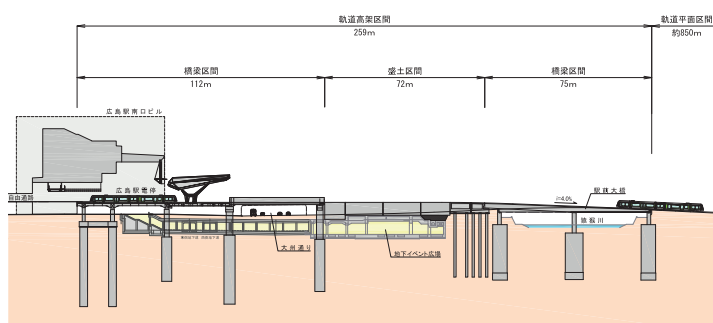


図3 駅前大橋ルート縦断面図

(2) 南口広場の再整備

JR西日本による駅ビルの建替えと連携し、路面電車を駅ビルの2階レベルへ高架で進入させ、そのことで生まれる空間などを活用して広場を拡張することにより、バスの乗降場を増設するなどの再整備を行い、公共交通機関相互の乗換利便性の向上を図る。

併せて、広場や駅ビルを中心に周辺の再開発ビルへのペDESTリアンデッキを設置し、駅自由通路とつながる2階レベルの歩行者ネットワークを構築することで賑わいの創出などを図る。

2階レベルの路面電車乗降場は、駅ビルに食い込むような形態で、30mのロング車両に対応できるものを増やし、4か所設けている。また、駅ビル手前のペDESTリアンデッキ上には、イベント等にも活用できる賑わい空間を設ける。

地上レベルでは、駅ビル建物が南口広場の道路区域界付近まで出てくるため、タクシーエリアやバスエリアの約半分は駅ビルの1階部分に整備している。バスエリアは15バースから22バースに増やし、タクシーエリアは以前と同じ63台分の待機スペースを確保する。また、マイカーエリアには14台の駐車スペースを計画している。

地下レベルでは、バスエリアの拡張に伴い、新たな動線となる通路の整備などを行う。なお、広場等には、2階、地上、地下の3層を結ぶエレベーターやエスカレーターを各所に設置し、バリアフリー経路の確保などを図る。(図4～6参照)

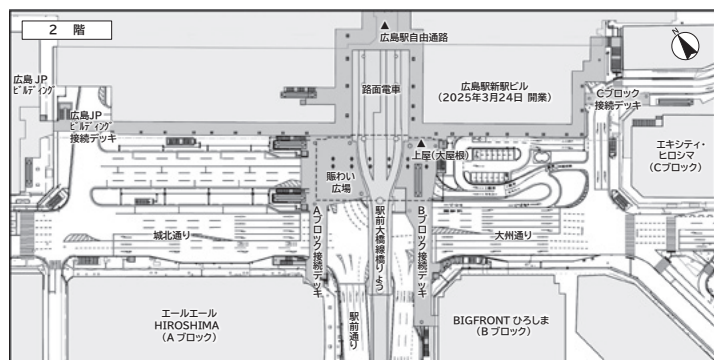


図4 広場完成形のレイアウト (2階)

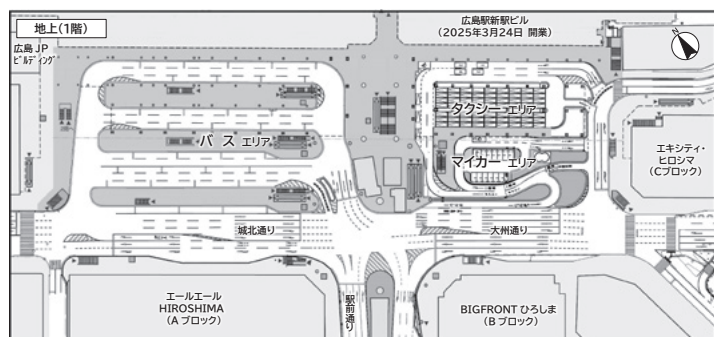


図5 広場完成形のレイアウト (1階)

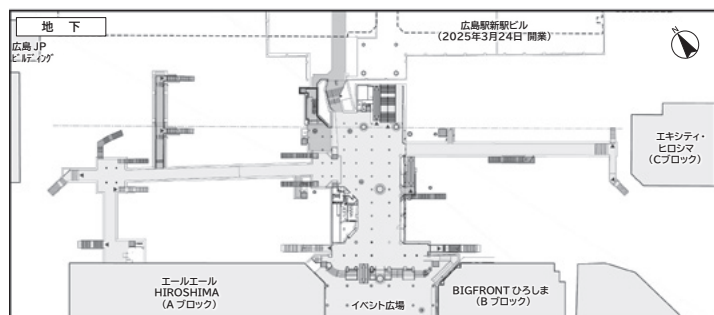


図6 広場完成形のレイアウト (地下)

(3) 魅力的な駅前空間の創出

駅ビルに路面電車が進入し、JR広島駅と繋がる中央空間（エキ×デンスクエア）は、最も象徴的な場所であり、大きなガラス面から降り注ぐ太陽の光、穏やかな川の水面のような内装や、水辺にせり出す雁



写真1 エキ×デンスクエア

木をイメージしたテラスなど、たくさんの広島を感じられる「おもてなしの空間」を創出している。エキ×デンスクエアに面した商業施設のテラスなどからは賑わいがしみ出し、路面電車のりばと融合した空間を演出する。(写真1参照)

(4) 完成イメージ

駅ビルをほぼ正面から捉えた南口広場の完成イメージでは、中央に路面電車高架橋、それを挟み両サイドにペDESTリアンデッキと3つの橋りょうが並ぶ。乗降場の前面には、シンボリックなデザインの大屋根を設けてゲート性を演出する。(図7参照)



図7 広島駅南口広場の完成イメージ

■ 広島駅周辺の賑わいの創出に向けた取組

広島駅周辺地区では、これまで官民による様々な事業が進められ、それぞれで「まちづくり」に関する取組が行われている。

広島駅南口広場の再整備等は、こうした様々な事業の総仕上げとなるものであり、これを契機に地区全体が一体感をもって一層の賑わいの創出が図られるよう、また、それらが継続的に行われるよう、賑わいづくりの担い手となる地域の団体等と連携しながら、当該地区における公開空間の「新たなルールづくり」を目指している。

■ おわりに

2025（令和7）年3月の駅ビル開業、同年8月の駅前大橋ルート開業により、広島駅周辺地区は連日多くの市民等が集う新たなにぎわいが生まれた。現在、広島駅南口広場の再整備等では2028年度の全体完成を目指し、残るペDESTリアンデッキや大屋根、1階部分の駅前広場等の整備を段階的に進め、陸の玄関にふさわしいまちづくりを推進していく。



きど・よしひろ

2020年に広島市役所入庁。
広島市立病院機構(出向)、都市整備局に従事。
2025年より現職。

明治監獄の「再生」が問いかけるもの

～奈良監獄ミュージアムと星のや奈良監獄にみる建築の意義～

株式会社星野リゾート

と き：2026年6月9日（火）

ところ：奈良監獄ミュージアム by 星野リゾート

インタビューア：時見正人／吉田悠起（法令分科会委員）

星野リゾートは「旅を楽しむ」をテーマに、各施設が位置する土地の歴史や文化、地域性をもたらす魅力をお客様に提供することを大切にしています。（※）

※斜体字部は星野リゾート、以下同。

1. 「美しき監獄」をどう再生するか

奈良市北部、若草山を望む高台に赤レンガの巨大な建築群が静かに佇んでいる。明治五大監獄の一つとして知られ、1908（明治41）年の竣工以来、2017（平成29）年に閉庁するまで、実に一世紀以上にわたり矯正施設として使われてきた旧奈良監獄である。2017年に国の重要文化財指定を受け、保存と活用を両立させるプロジェクトが始動する。公共施設の所有権を公的機関に残したまま、運営権を長期間にわたって民間企業に売却する「コンセッション方式」による事業者公募を経て、ホテル事業者である星野リゾートが協力企業として参画。監獄建築をミュージアムとホテルへと「再生」する前例の少ない取り組みが本格化した。

2026年春、旧監獄の一部が「奈良監獄ミュージアム」として開館し、同年6月には敷地内にラグジュアリーホテル「星のや奈良監獄」が開業した。

明治の矯正建築を、21世紀の文化・観光・まちづくりの資源へと読み替える本プロジェクトは、「建築と社会」の2026年度テーマである「再生」を考えるきっかけになると考えられる。

本稿では、建築・官民連携・まちづくりという複数の視点から、奈良監獄ミュージアム／星のや奈良監獄を読み解いていきたい。



【奈良監獄ミュージアム】ミュージアムゲート

2. ホテル事業者がミュージアム運営に踏み出した理由

—「体験」と「学び」を両立させる—

旧奈良監獄の利活用における特徴の一つは、ホテル事業者である星野リゾートがミュージアム運営にも直接関わっている点である。同社は、自らの事業の基本姿勢を次のように説明する。

旧奈良監獄は、日本の近代化と行刑史を象徴する重要な遺構である。その場を「クローズドな空間」のまま残すのではなく、積極的に一般公開し、建物の歴史的背景や意義を伝え、後世へ語り継ぐ。これがプロジェクト参画の大きな動機であったという。

ホテル滞在による「体験」と、ミュージアムでの「学び」を両立させることで、これまでにない新しい滞在価値と文化発信の拠点を創出できると考えたことが、本事業に取り組む大きなきっかけとなりました。

宿泊者は、かつて受刑者が暮らした独居房を改修・昇華した客室に滞在しながら、ミュージアムで行刑史や建築、自由と規律の歴史に触れる。この「体験」と「学び」の連続性は、ホテル事業者だからこそ描き得たプログラムとも言える。

3. コンセッション方式と「途中参画」の設計・事業調整

—重要文化財の保存と事業性の両立—

旧奈良監獄の利活用は、コンセッション方式により選定されたSPC（特別目的会社）が法務省と契約し、その後、星野リゾートが協力企業として2019年に参画する流れで進められている。星野リゾートは、本プロジェクトにおける最大の課題を次のように振り返る。

「重要文化財としての厳格な保存・保護」と、「ラグジュアリーホテル・ミュージアムとしての快適性・事業性」をいかに高い次元で両立させるかという点は、非常に難易度の高いものでした。

重要文化財である以上、文化財保護法に基づき、現状変更には文化庁の許可と専門家の検証が必要である。外観や構造・意匠の主要部分は原則として保存しなければならないが、耐震補強や設備更新も既存の建築的価値を損なわない方法が求められる。コンセッション事業としては、行政側は行政の負担をいかに減らして保存を実現するかという視点がある一方で、事業者側としては長期的な収支バランスを確保して、事業を成立させる必要があるという視点があり、その2つを両立させることは容易ではない。

こうした制約のなかで、同社が最も重視したのは、「建物の意匠や空間の持つ特異な力を損なわない」ことであった。

例えば、元の独居房を複数繋げて一つの客室に改修する際にも、元の空間のスケール感や部材のディテールを可能な限り残す工夫を行いました。また、特徴的な放射状の構造が生み出す緊張感や美しさを、宿泊されるお客様やミュージアムの来館者が肌で感じられるような動線・演出計画に重きを置いています。

同社では、文化財の価値は部材や意匠といった物理的な要素だけによって決まるわけではなく、その建物がつくり出す空間の質、そこを歩く体験、時間の流れの感じ方、そこで過ごす人の行為や記憶などが重なり合うことでその場所の価値が立ちあがるといえる。建築的再生のディテールと、事業性・運営性の要件がせめぎ合う場で、価値ある空間をつくり出すためにどれを残しどれを改変するか。その調整こそが「再生」の核心だったと言える。

4. 明治監獄建築の空間構成と意匠

■山下啓次郎による赤レンガ建築

旧奈良監獄の設計を担ったのは、司法省技師として多くの監獄建築を手がけた山下啓次郎である。山下啓次郎は、西洋の建築様式を取り入れた赤レンガ造の意匠と、左右対称な平面構成を融合させた。

これは、当時の日本が欧米諸国と締結していた安政五カ国条例の改正を視野に入れた計画であった。関税自主権の欠如などの不利な条項を含む条約改正には、日本が法制度や司法制度を整え、近代国家ということを対外的に示す必要があった。収容施設として機能的に整えるだけではなく、西洋建築技術を取り入れ、近代国家であることを示す象徴的な意味が、奈良監獄の建築には存在したのだ。



【奈良監獄ミュージアム】中央看守所 ※見学は要予約

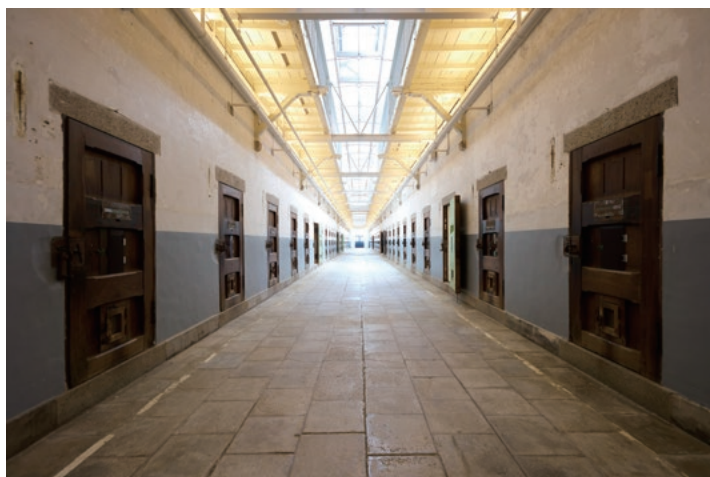
■放射状平面と監視性・光環境

中央看守所を中心に放射状に配置された収容棟は、いわゆるハヴィラ

ンド・システムに基づいている。中央から各棟を見通せる監視性の高さが特徴であり、近代的な刑罰制度の自由刑を実現するための平面計画である。

内部空間に目を向けると、各棟の廊下上部には大きな天窓が設けられ、そこから落ちる自然光が二層にわたる吹き抜け空間を明るく照らす。室内環境の向上には、改善・更生を実現する空間を目指した山下啓次郎の設計意図が表れている。

ミュージアム化にあたっては、この天窓からの光を活かすことが重視されている。展示照明は必要最小限に抑えられ、自然光とレンガ壁がつくる陰影が、空間の緊張感と重さを保ち続けている。



【奈良監獄ミュージアム】保存エリア「第三寮」

■構造・素材の保存と更新

重要文化財の再生にあたっては、構造体や仕上げのオリジナル要素の保存が最優先課題となる。旧奈良監獄では、明治期の意匠・部材が多く残されている。

耐震性能の向上や設備更新は不可欠だが、これらのオリジナル要素を隠蔽しない・撤去しないための工夫が求められた。こうした工夫の積み重ねによって、「明治の監獄としての姿」を保ったまま、現代の安全・衛生基準を満たす空間が実現している。

5. 「活用を通じた保存」という思想

—維持管理・修繕コストと経済的自立—

歴史的建造物、特に重要文化財として指定された建物の維持管理には、多大なコストがかかる。日常の修繕に加え、定期的な大規模修繕が必要となり、その費用を公的な補助金のみに頼ることは現実的でないケースが多い。星野リゾートは、この点について次のように述べる。

星野リゾートでは、歴史的建造物の保護において「活用を通じた保

存」こそが最も持続可能なアプローチであると考えております。古い建築物である重要文化財の維持管理や高度な耐震改修には莫大なコストがかかります。これを公的な補助金にのみ依存するのではなく、経済的に自立させることが不可欠です。

そのために本事業では、ラグジュアリーホテルとしての高い付加価値を生み出し、ミュージアムでは公共性の高い文化発信を行う。収益と文化発信を「両輪」とするビジネスモデルを採用している。チケット販売・宿泊・飲食・物販などの収益によって、建物の保全に必要な資金を継続的に生み出す仕組みを構築し、文化財を「守り続けられる存在」とすることが目標とされている。

この考え方は、「再生」を単なる物理的な修復行為ではなく、経済基盤を含めたトータルなシステムの再構築として位置づけるものであり、今後の文化財活用の一つの方向性を示している。

6. ミュージアムとホテル、それぞれの空間と体験

■行刑と建築を学び、自由を問うミュージアム

奈良監獄ミュージアムは、活用に伴う改修を行わず、当時の状態を残した「保存エリア」と、3つの棟（A棟・B棟・C棟）からなる「展示エリア」で構成されている。コンセプトは、「美しき監獄からの問いかけ」とされる。明治期の建築美と、監獄という機能の持つ重さが同居する空間で、「自由とは何か」という問いを来館者に投げかける。

A棟では、図面や写真、模型などを通じて、旧奈良監獄の建築的特徴と、山下啓次郎による設計の背景が解説される。B棟では、受刑者の衣食住などに関する展示・解説があり、矯正施設を担う刑務所における暮らしについて知ることができる構成となっている。C棟では、かつての医務所をギャラリーとして活用し、アーティストや受刑者の作品を展示する。



【奈良監獄ミュージアム】A棟「歴史と建築」

■「星のや奈良監獄」—監獄建築をラグジュアリー空間へ—

「星のや奈良監獄」は、星野リゾートのフラッグシップブランド「星のや」として初めて、重要文化財を活用した施設である。従来の星のやが、自然豊かなリゾート地や温泉地において敷地全体を一つの世界観として構成してきたのに対し、本施設は歴史的建造物そのものを「世界観の核」としている。

客室は独居房などの空間を複数つなげたスイートルーム。監獄の閉塞感を再現するのではなく、空間の特徴を「強い主張のデザイン」として捉え、機能の矛盾を魅力へと昇華させている。

ゲストにとって、建築の材料が持つ質感やきめ細やかさから、当時の時代に思いを馳せ、よく整えられた建築空間で過ごす時間は格別なものに違いない。歴史に泊まるという唯一無二の体験を通じて、文化財を未来へ繋ぐ、圧倒的スケールのヘリテージホテルを実現している。



【星のや奈良監獄】客室

7. 観光と文化財保護をつなぐ官民連携

—コンセッション方式を応用した文化財モデル—

旧奈良監獄の再生は、いわば「文化財コンセッション」とも言える官民連携モデルである。所有者である法務省がコンセッション方式による事業者公募を行い、SPCが選定され、その後星野リゾートが協力企業として参画する構造だ。

一般的なインフラ・コンセッションでは、空港・上下水道などの公共施設について、運営権を民間に設定し、利用料収入をもとにサービス提供と施設維持を行う。一方、旧奈良監獄の場合、対象は重要文化財であり、公共性の高い文化施設・観光施設としての側面が強い。そのため、事業者には収益性だけでなく、文化財保護・地域貢献といった要素も求められる。

星野リゾートは、本事業が日本の重要文化財活用における先進的かつ実践的なモデルケースとなることを目指すと述べる。文化財を対象としたコンセッションは国内でもまだ事例が少ないが、今後、類似の国有・

公有ストックの再生において、奈良監獄のスキームが参照される可能性は高いだろう。

8. まちづくりと「旧監獄」の再意味づけ

■奈良北エリアの新しい拠点として

奈良監獄が位置するのは、東大寺・春日大社・奈良公園など主要観光地の北側、いわゆる「きたまち」エリアである。これまで観光ルートの中心からはやや外れていたこのエリアに、奈良監獄ミュージアムと星のや奈良監獄が加わることで、新しい回遊性が生まる可能性がある。

奈良市の観光において長年指摘されてきたのは、「滞在時間の短さ」である。2023年では観光客数に対する宿泊客数の割合が、近隣の京都市では29.3%であるのに対し、奈良市では14.3%と半分以下である。昼間に寺社を巡り、夕方には帰途につく観光パターンが多く、夜間の滞在・宿泊につながりにくい。奈良監獄の再生プロジェクトは、その状況に対し、「学び」と「滞在」を組み合わせた新たな観光スタイルを提示するものでもある。

■旧監獄をどう扱うか

監獄・刑務所は、多くの人にとって刑罰・懲役のような「負の歴史」を想起させる。このような施設を観光資源化することには、倫理的な慎重さが求められる。奈良監獄ミュージアムの特徴は、この点においても、明確なスタンスを取っている。展示の中心は、建築史・行刑史・人權の視点であり、「自由とは何か」という問いを正面から扱う。旧監獄をテーマパーク的に消費するのではなく、歴史的事実を丁寧に伝え、現在の社会につながる構成となっている。

建築は、こうした社会的テーマを受け止める「器」として機能している。明治期の司法の近代化の象徴として建設された監獄建築が、21世紀には「問いを投げかける場」へと変貌する。この再意味づけのプロセス自体が、まちづくり・文化政策における新しい意義であると思われる。



【奈良監獄ミュージアム】B棟「規律と暮らし」

9. 旧奈良監獄が示す「再生」のこれから

奈良監獄ミュージアムと星のや奈良監獄は、明治の矯正建築を、現代の文化・観光・まちづくりの基盤へと再生させたプロジェクトである。その過程には、「再生」というテーマに関わる多くの論点が交差している。

- ・建築的には、歴史的意匠・構法を尊重しつつ、文化財保護法と建築基準法等を遵守し、現代建築の構造・設備などの水準を満たすための技術的工夫
- ・制度的には、コンセッション方式により民間ノウハウを活用することで、ミュージアムとホテルという異なる性格の機能を組み合わせ、文化財の維持管理費を生み出すビジネスモデル
- ・まちづくりでは、旧監獄を、地域のアイデンティティと観光資源へと再意味づけするプロセスデザイン

人口減少と財政制約の中で、新規建設よりも既存ストックの再生が重要テーマとなる時代、建築は物理的な空間をつくるだけでなく、歴史・社会・経済・文化をつなぐ「媒介」となることが求められている。奈良監獄ミュージアム／星のや奈良監獄の試みは、そのような時代における建築の新しいかたちを具体的に示している。

明治国家の「近代化の熱量」が宿る監獄建築は、今、私たちに「再生」とは何かを静かに問いかけている。

奈良監獄ミュージアム by 星野リゾート

八十田館長のメッセージ

重要文化財である旧奈良監獄が、この度「奈良監獄ミュージアム by 星野リゾート」として新たな時を刻み始めました。明治の五大監獄の一つとして知られる歴史的建築の重厚な佇まいを可能な限り保存しつつ、現代の文化施設へと再生する過程は、挑戦の連続でした。

かつての静寂と緊張感が漂う空間の中で、時を超えて建築の息吹を感じていただけるはずです。先人たちが込めた想いと、私たちが次世代へ繋ぐ新しい価値を、ぜひ現地で体感してください。多くの方々のご来館を心よりお待ちしております。



八十田館長

建築家 宮脇檀と住宅地設計 ～コモンシティ星田B1を巡って～

積水ハウス株式会社 栄川 功 土井 信 藤原寛典

と き：2026年6月5日（金）

ところ：積水ハウス株式会社 本社会議室

インタビュアー：渡邊優人（法令分科会委員）

■はじめに

全国各地の郊外住宅地では、まちびらきから数十年が経過し、住民の高齢化が進むなか、空き家やコミュニティの希薄化といった課題に直面する一方で、各地で再生のための取組がなされている。住宅設計の第一人者である建築家宮脇檀は、全国で住宅地設計も多く手掛け、特に積水ハウス株式会社（以下、積水ハウス）との協働はよく知られている。宮脇氏が関わった郊外住宅地の現在について、積水ハウスの担当者に話を伺った。

■宮脇檀と積水ハウスによる住宅地設計

法令分科会：積水ハウスと宮脇さんとは、全国でいくつも住宅地を一緒に手がけられていますが、その経緯をお聞かせいただけますか。

土井：当社で宮脇さんに関わっていただいた団地が全国に11団地あり、その最初が、1977年のコモンライフおさゆき（北九州市）です。当時技術部にいた百瀬さんという方が、大学の頃から宮脇さんの事務所の勉強会に参加していた関係で、宮脇さんに協力をお願いしたのがきっかけと聞いています。宮脇さんも、住宅を作ることも大事なんだけど、街並みを綺麗にしていくことも、すごく大事だっていうことを考えておられたので。

藤原：当社と宮脇さんの住宅地設計のお仕事でよく知られているものとしては、1982年のコモンライフ新宮浜（福岡県糟屋郡）、1989年のシーサイドももち（福岡市）などでしょうか。コモンライフおさゆきから1992年の六甲アイランドCITYウエストコート5番街（神戸市）までの約15年間、宮脇さんに関わっていただきました。その少し前に、本日



積水ハウス 藤原氏

お話しする1991年のコモンシティ星田B1（大阪府交野市）があります。宮脇さんは1998年にお亡くなりになってますが、ご健在であればもっと一緒にできたんでしょうけど。

土井：宮脇さんの事務所の出身の方で二瓶正史さんや平山郁郎さんという方がいらっしゃって、宮脇さんは絵がすごく上手いので、基本的には宮脇さんがこういう風に街を作りたいよねって、ラフスケッチを描いたのを、その頃の若いメンバーのお二人が図面化しておられたので、血肉化しているんですね。今でもその方たちが、宮脇さんの遺志を継いでお仕事をされています。

■コモンシティ星田B1の経緯

法令分科会：土井さんは、コモンシティ星田B1の当時の開発のご担当だったとお聞きました。



積水ハウス 土井氏

土井：私は、1990年入社でコモンシティ星田の最初の販売時に戸建設計担当として現場にいました。1987年に大阪府主催のコンペが開催され、Aゾーンが設計コンペ、Bゾーンが事業化コンペという区分で、当社がBゾーンを担当することになりました。提案時には、戸建だけでなく集合住宅も計画されていたため、コンペ参加時に建築家の山下和正さんに協働を依頼し、B1ゾーンが宮脇ゾーン、B2ゾーンが山下ゾーンになっています。設計コンペのA2ゾーンは建築家の坂本一成さんの設計で有名です。ここにコンペの資料をお持ちしましたが、審査員には東孝光さん、上田篤さん、長谷川逸子さん、槇文彦さんなど日本を代表する著名な建築家が入っておられました。

法令分科会：事業化コンペには12件、設計コンペのほうは68件の応募があったんですね。主催者側、応募者側双方の熱量が伝わってきますが、当時どのような背景があったのでしょうか。

土井：高度成長期が終わって、次の時代を考えるという時に大阪府が初めて開催するまちづくりコンペで、21世紀の街づくりをしたいという思

いがとても強かったのだと思います。「星田アーバンリビングデザインコンペティション」と謳っているだけあって、都市型住居とは何かということ問い直すようなお題が出されています。住宅のタイプも、戸建の計画だけでなく、集合住宅、ベアハウスという2戸1の計画提案の要求もありました。特に造成計画に関しては、従来のひな壇造成で均質に宅地造成するのではなく、地形を生かした斜面住宅の設計も提案することになりました。計画地は北下がりの丘陵地で現場はとても苦労していました。



星田アーバンリビングデザイン コンペ当時資料 (積水ハウス提供)

■ コモンの概念

法令分科会：私も現地へ行き、実際に住宅地も歩きましたが、交差点や歩行者スペースは舗装を変えたり、スピードが出ないような道路線形としたり、クルドサックを設けたりと、歩車共存の考えが具現化されています。道を曲がった先に何があるのかを期待させるような空間の作り方もこの住宅地の魅力ですし、家の前に設けられたコモンスペースも通過交通がないので、自分の子供が小さい頃にこんなところで遊ばせてあげたかったと思いました。なによりも家に囲まれた安心感や親密さというものを感じました。一方で現在の住宅地開発ではなかなか真似できるものではないという気もします。

土井：よく写真に出てくるクスノキの辻というところがあるんですが、ああいった交差点の作り方は今ではおそらく難しい。新興住宅地で、例えば道が鋭角に曲がってるとかですね (笑)。宮脇さんはコモンと呼んでいます。道路まわりがいかにも生活空間になるかということを住宅地設計の重要なテーマの1つにされてました。道路も住宅地の近くと幹線道路の作り方は違うとおっしゃっていましたね。それから、関西初の無電柱化も行っていますが、住宅地の開発、しかも民間の開発としては、全国で初ではないでしょうか。宮脇さんも、電線電柱が日本の街を汚くすると (笑)。はっきりと言う方でしたから。



クスノキの辻

法令分科会：道路が曲線ばかりなので電柱を立てると数が多くなってしまいうということも理由と聞いて、なるほどと思いました。道に面した部分の擁壁の後退や緑化の効果もあって、空が本当に広く見えます。一般的な住宅地と比較して緑もかなり多いですね。

土井：宮脇さんが「日本の住宅は美しくデザインされていないから、緑をたくさん置いて隠した方がいい」って (笑)。やっぱりアメリカのガーデンシティとか、イギリスのレッチワースとかを参考にされて、植栽がしっかりある街がいいんだと。例えば、日本は街路樹が少ないから、戸建ての住宅にシンボルツリーを植えるのが始まりで、シンボルツリーと生垣というコモンの概念がコモンライフおさゆきで行った手法に反映されているんですね。そういった共通項が街には必要なんだという話でスタートしています。

法令分科会：住んでおられる方も、庭仕事をしていると名前は知らないけど自然と挨拶を交わすようになると仰っていました。そういうゆるやかな関係性が生まれるのも、住宅地の在り方とも大きく関係しているんだと思います。コモンの概念による手法ですが、コモンライフおさゆきでは植栽や門塀といった外構によって街並みをつくるというところからスタートして、コモンシティ星田B1では、その発展型として、造成計画から道路の線形、建物配置、外構まで総合的に計画されているように思います。

土井：そうですね。造成計画では擁壁も高いものを作らないことを目指していたところですけど、どうしても高い擁壁が出てしまいます。そこで擁壁前に緑地帯を取って隠すやり方や、低い擁壁にしてわざわざその上に、緑地になるのり面をつくってGL (グランドライン) を作るなど、宅地としては非常に贅沢な作り方をしています。公園ものり面が結構多いですし、植栽も多く、当時公園課の人とも話をして、2年間こちらが管理をするという条件で移管しました。ただ、行政は頻繁には草刈などはできませんから、現在でも綺麗に保たれているのは、まさしく住民の

方々が、草刈など自分たちで管理されているからなんですね。

法令分科会：住宅の前のクルドサックの部分など、コモンスペースの所有や管理もどのようになっているのかが気になりました。

土井：駐車スペースを除き、道路としてすべて行政に移管しています。宮脇さんの事務所ではこのアイデアいいねと盛り上がっても、道路管理者に協議にいくとダメというパターンです。警察との協議では、これどうしますかと言われ、当時、大阪府住宅供給公社や交野市都市計画課にも熱心な担当者がいらしかったので、そういった協議に、同行してくださいました。それもあって最終的にはなんとか実現したというところですね。



星田アーバンリビングデザイン コンペ当時資料（積水ハウス提供）

■5つのハードと1つのソフト

法令分科会：宮脇さんも5つのハードと1つのソフトという言葉で説明されていますが、造成計画から施設計画、外構計画、宅地内計画を経て建物計画に至るまでの5つのハードと、管理計画という1つのソフトのすべてがそろって初めて、住みよい街並みが実現するとおっしゃられています。コモンシティ星田は地区計画に加えて建築協定と独自の街並み協定の3つで、建築だけでなく、緑化も含めてルールを運用することで街並みを守っていると聞きました。私が訪れたときは、ちょうど、外壁のやりかえの時期がきているのか、足場を組んだ住宅が数軒ありましたが、外壁の色を変える場合は、建築協定委員の方が一軒一軒審査されているんですね。

土井：建築協定は開発者である当社の1人協定ですが、20年後にちゃんと住民の皆さんで更新されているのですよ。コモンシティ星田B1が2005年の「第1回住まいのまちなみコンクール」で国土交通大臣賞を受賞したあとで、その補助金を活用して講演会を開いたり、冊子を作ったりと、住民の方が主体となり建築協定の意義をきちんと発信されたと聞いています。

法令分科会：住宅地の在り方によって、住民の方の活動が生まれ、その活動によってきれいなまちが維持されているように感じました。

土井：そうでないときれいな街ができないっていうことに、一石を投げたと思います。やはり道路や公園など公共施設が綺麗ってということがすごく大事で、それが住み手にとっての愛着になって、それによりボランティアにも参加するという考え方だと思いますし、住民のみなさんの意識が上がってくると思います。この地域はその意識は今でもすごく強いと思います。あとは、大阪府の職員としてコンペに関わった方が、今でも住民としていらっちゃって、その方のご尽力も大きいと思います。

■ふれあいプラザの活用

法令分科会：そんな中でもやはり郊外住宅地の課題として、高齢化による交通の利便やまちの担い手の課題などがあり、地域主体での新たな取組がされていると聞きました。積水ハウスとしては、それをお手伝いする立場で参加されているということですね。



ふれあいプラザ

栄川：そうですね。10年前くらいから地域のほうでも危機感のようなものがあって、当社にも相談がありました。当社が管理するふれあいプラザという建物があって、これも宮脇さんが設計した施設なんですが、当社としては、この一部のイベントホールをなんとか地域のために活用できないかという発想で入っていったんですよ。積水ハウスじゃなくて、住民さんが主体的にこの街を、活性化するために使ってくださいと。それで街の再生活活性化を望む住民のみなさんで作成した活用計画が国の住宅団地再生推進モデル事業に採択されました。今後は自治会の資金にできるだけ頼らずに、自走できるような団体にしたいということでNPO法人を設立して、運営を担っていくという動きをされています。先日でもボランティアを希望する方15名ほどに集まっていたいただき説明会を開催したところですよ。住民の方だけではなく、団地外からも2名の方に手をあげていただいています。

法令分科会：地域の方のお話では、このふれあいプラザの一部であるイベントホールをまちのリビングとして位置づけて、地域活動の拠点にしたいということですが、NPO法人の設立の準備として、活用のための検討委員会を立ち上げ、住民へのアンケートや、活用の試行としてのイベント実施、シンポジウムの開催などNPO法人の立上げまでのスキームが非常に丁寧かつ緻密で、私も非常に勉強になりました。



ふれあいプラザでの話し合いの様子（2026年6月）

■住宅地の再評価

藤原：山梨県上野原市にコモアしおつといって、斜行エレベーターとエスカレータでアクセスする高台にあることで有名な約1400戸の分譲地があります。ここもコモシティ星田と同時期に宮脇さんと協働で開発した住宅地ですが、やはり住民さんが、しっかりと住み着いてくださっています。ここでは、これまでのコモアしおつの歴史とか、街並みとかコミュニティをベースにしたホームページを作りました。地域の人たちにも、すごく喜んでいただけたし、改めてまちへの愛着を感じていただけたと思います。これから転入を考える人にとっても、まずそれを見ていいなと思っていただけたらと。それを作る際に、宮脇さんの思いとか、先ほどの二瓶さんにいろいろと写真などもご提供いただいたんですが、コモシティ星田の資料もいろいろとお持ちでおられるので、今後活かせないかと考えています。今の若い方は、宮脇さんの住宅地について知らない方もいらっしゃるの、そういう方々にも是非知っていただきたいですし、住んでいる方にとってもより誇りに思ってもらえるのではないかと思います。

法令分科会：コモシティ星田が「第1回住まいのまちなみコンクール」を受賞した際も、建築の学生がたくさん見に来たと聞きました。そこから、また人が来るきっかけになるかもしれないですね。

藤原：コモアしおつでは結構Uターンというか、そこで生まれ育ったお子さんたちが大きくなって、お孫さんが生まれて、親御さんと近居する

ために入ってこられるというパターンもあります。これはたまたまかもしれないんですが、最近国際カップルの転入が多いと聞きます。1つは、やっぱり一般の住宅地と比較してゆったりとしていて、緑が多いということもあるかと思います。そういった方々にも受け入れていただけると、ある意味ダイバーシティというか、多世代の方が混在する街になるかもしれないですね。

法令分科会：確かにコモシティ星田もそうですが、良い意味で日本の住宅地らしくないように思います。

土井：緑豊かで、ゆったりとしていて、街並みが美しい。そういう価値観に合う方であれば、若い世代にも選ばれると思います。緑をお世話するのが大変だという方も中にいらっしゃいますけども（笑）。



積水ハウス 栄川氏

栄川：これからもこの街がずっと魅力的な街で、空き家も出ないし、若い人も入ってくると。開発者としてもそういう街であってほしいですし、そのために、ふれあいプラザもうまく活用していただけたらと思います。

法令分科会：まちびらき時からの住民であり、現在、ふれあいプラザの活用について、中心となって検討を進めておられる住民の方は「ふれあいプラザはかつて名高い建築家が未来を描きデザインした建物だと聞いていますが、夕日を浴びた姿が本当に奇麗すぎるんです。この度、積水ハウスさんからのご厚意で、多世代の人が交流できる「まち中のリビング」をこの場所につくることが本当に有難く感じ、是非とも他の入居者であるテナントとも手を取り合い、建築の美しさと地域の絆が響き合う心地いいモデルをつくりあげたいです。」と熱く語っておられます。宮脇さんがこの団地に込めた思いや、住民の方の思いとともに、コモシティ星田のような住宅地を社会的資産として評価し、次の世代につないでいくことが大切だと思いました。本日は、お忙しい中ありがとうございました。

編集後記

法令分科会

今回の特集にご寄稿いただいた執筆者の皆さま、ならびにインタビューにご協力いただいた関係者の皆さまに、心より感謝申し上げます。

法令分科会 委員 一同



9月号特集では、年間テーマ「再生」のもと、文化財建造物の保存活用や歴史的建築の継承、地域拠点や住宅地の再生など、多様な事例を取り上げた。

どの取り組みにも共通していたのは、単に古いものを残すのではなく、そこに受け継がれてきた価値や記憶を見つめ直し、時代に応じた新たな役割を与えながら未来へつなぐとする姿である。人口減少や社会構造の変化が進むなか、建築や都市に求められる役割も変化している。今回紹介した「再生」に関する取り組みは単なる修復や更新ではないことをあらためて感じることができた。本号が、私たちの身の回りにある建築やまちの価値を見つめ直す機会となれば幸いである。

堺市 時見 正人



9月号では、歴史的建造物、住宅地、駅前広場など、多様な「再生」の現場を取り上げた。各稿を通じて感じたのは、建築や地域の拠点の再生とは、単に姿を新しくすることではなく、そこに暮らす人、訪れる人、地域の人にとって大切な場所を、次の時代へつなぐ営みだということである。

その実現に向け、建築・行政・事業・地域に関わる多くの方が、保存と活用、継承と更新、事業性と公共性の間で悩み、対話と調整を重ねながら、粘り強く尽力されている。地域の価値を未来へ引き継ごうとする姿から、建築が社会とその未来を支えていることを改めて感じた。

大林組 日下部 美嘉



「受け継ぎ、活かし、そして未来へつなぐ」について、本タイトルは建物を主に置き特集を組んだものであるが、自身の環境に置き換えて考えてみた。私は直接学生たちに講義する立場ではないが、教育に携わるものとして、私が学生の頃に先生方から受け継いだことを活かし、次の世代につなぐことについて、改めて考えさせられるきっかけとなった。

さて、特集号の内容について、私は建物の長寿命化に興味があるが、何より興味深かったのは、総論2で紹介されているフィンランド建築政策についてである。

このような政策が建物を利用する市民に行き届き、建物を大事に使っていく教育が、フィンランドの建物活用の土台を支えているように考える。また、インタビュー2 コモンシティ 星田が建築当時の理念を引き続き継承し、環境を維持できているのは、そこに住まう住民の想いが大きく関係していると思う。

建物を長く使っていくためには、その建物を利用する人々の意識が重要であると感じた特集号であった。

関西学院大学 河野 学



9月号の特集テーマの企画に当たっては、年間テーマである「再生」を踏まえ、様々な観点から検討を重ねた。再生という言葉からは建築物の復旧や保存を連想しがちであるが、本特集を通じて改めて感じたのは、それが建築物だけに留まらず、まちや地域、さらにはそこに積み重ねられた歴史や人々の営みを次世代へつないでいく取組でもあるということである。歴史的建造物の保存活用、震災からの復旧、ニュータウンや駅前空間の再編など、多様な再生の姿から、建築と社会の関係を考える機会となれば幸いである。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 吉田 悠起



私としては初の特集企画に戸惑うことも多かったが、幹事の尽力、事務局の力添えもあり、どうにかまとめることができたという思いが強い。

本号で取り上げた内容は、大きくは、歴史的建築物の保全・再生、地方都市や郊外住宅地の再生に二分されるが、あらゆる場面で「再生」という言葉が使われている。「再生」とは現存するものを前提とした概念であるが、それらを現在において再評価するという作業を伴うものであり、その再評価という作業にこそ、現在の意志が多分に介入する部分ではないかと改めて考える。

その結果、そのままのかたちで、あるいは用途を変えて使い続けられるものもあれば、解体されてしまうものもある。ストック社会と言われて久しいが、バトンを託された我々自身が再評価の目をどのように養っていけるのか、そんなことを考えさせられる特集企画であった。

京都市 渡邊 優人

確認申請でのAI活用の模索 ～確認審査省略の縮小をきっかけに～

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 矢吹 慎

■取組の背景

●確認審査の省略（4号特例）の対象の縮小

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）が昨年4月1日に全面施行を迎えた。改正事項の1つに、建築確認における審査省略制度（いわゆる4号特例）の対象の見直しがある。従来、都市計画区域等の区域内において建築士が設計・工事監理を行い建築される「2階建て以下かつ延べ面積500㎡以下」の木造建築物については、建築確認において構造関係規定等の一部の規定の審査が省略されてきた。この改正により、この審査省略制度の対象を、構造を問わず「平屋建てかつ延べ面積200㎡以下」の建築物へと縮小した。

確認審査省略の対象から外れた2階建ての木造一戸建て住宅などの建築物については、確認申請において今まで審査の対象ではなかった規定に関する新たな図書の添付や適合性を確認するための記載事項が必要となるなど、確認申請の実務が大きく変わることとなった。この結果、建築確認が長期化しているとの声が聞かれるようになり、審査機関への聞き取りでは、改正法施行後の申請図書の作成に不慣れな申請者がおり、申請図書の補正のやりとりに時間を要しているとの声があがっていた。

■AIを活用した建築確認申請図書作成支援

こうした状況を受け、国土交通省では、建築確認申請図書の不備を減らし、建築確認の円滑化を図ることを目的として、AIを活用した「建築確認申請図書作成支援サービス」を構築し、（一財）日本建築防災協会において昨年11月10日より提供を開始することとした。

●建築確認申請図書作成支援サービスの概要

本サービスは、2階建ての木造一戸建て住宅等の建築確認申請図書に記載が必要な事項のうち主要なものの有無をAIが評価しレポートを生成することで、申請予定図書が適切に作成されているかどうか、申請者の自己チェックを促し、建築確認の円滑化を図るものである。

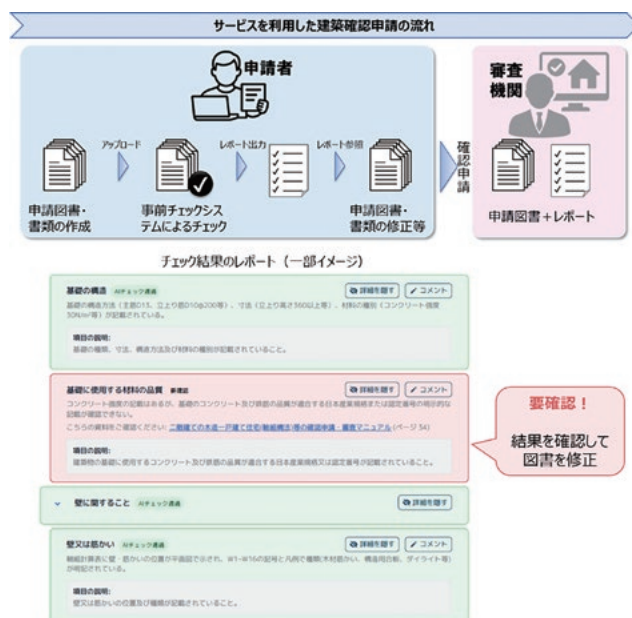
汎用的なAIを利用したオープンソースソフトウェアをもとに構築しており、建築基準への適合性といった専門的な判定は難しいため、図書の記載事項の有無のみを評価の対象とした。チェックリストの項目は、評価に掛かるコストや時間とニーズのバランスを考慮し、事前の性能検証において結果のばらつきが大きい項目や今回の改正と直接の関係のない項目は除外し、チェックに対するニーズが高く、かつAIによる評価の精度が一定程度確認された計34項目に絞ることとした。

●サービスの利用の流れ

利用者が申請予定図書をアップロードし、チェックを開始すると、概ね30分程度で評価が完了したことを知らせるメールが届く。結果を確認し、「要確認」と表示された項目について、図書がそろっているか、記

載事項が図書に明示されているかを確認する。このとき、「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組工法）等の確認申請・審査マニュアル」の対応するページのリンクが併せて表示されるので、マニュアルを確認しながら図書の補正を行うことが可能となっている。また、評価結果が誤りである場合には、コメントを付すことが可能となっている。これらの結果は、PDFのレポートとして出力することができる。

申請図書の不足や記載事項が不十分な申請があった場合には、審査機関から本サービスの利用を案内し、申請者自らが必要な補正を行った上で、再度結果のレポートとともに提出してもらうなどの活用を想定しており、申請者と審査者との間での申請図書の不備の補正のやりとりに要する時間の削減を図るものとしている。



サービスを利用した建築確認申請の流れ（イメージ）

■今後の展開

今回、国土交通省が主導して構築した「建築確認申請図書作成支援サービス」におけるAIの活用は比較的簡易な範囲にとどまっているが、この取組が建築確認をはじめとする建築関連手続におけるAI活用の呼び水となったとの声も聞かれている。今後、人手不足がますます深刻化する中で、関連手続におけるAIの活用は加速していくものと思われ、国土交通省としては、AI活用の環境整備に注力することで、建築行政手続の効率化、建築分野の更なる生産性の向上に努めていきたい。



やぶき・まこと

1991年生まれ
2016年 国土交通省入省。
住宅局、都市局、中国地方整備局を経て、
2024年7月より現職。

すっきり魅せるCW支持材 ～株式会社 PILLAR 福知山事業所第2工場～

株式会社東畑建築事務所 構造設計室 松村 健

■はじめに

本建物は、PILLAR福知山事業所の新しい生産拠点の第一棟である。生産機能の大幅アップを図る高水準のクリーンルームの整備に加え、生産施設としての快適な働く場の提供、見学通路やショールームなどの充実による企業のプレゼンス向上に寄与する施設づくりをコンセプトとした。

■建物の顔となるエントランス吹抜空間

●「魅せる」工場



建物正面（中央部が吹抜空間）



吹抜空間（2段のPL状の部材が耐風梁）

ガラスカーテンウォールによる開放的な吹抜エントランスホールに沿って設けた3層の見学通路と見学窓を通して、間接自然光や緑豊かな山並み風景を生産エリア内へ取り込むことを試みた。一般的に生産施設は閉鎖的になりがちであるが、外を感じられる開放的なワークスペースを実現した。

■カーテンウォール（CW）支持材の設計

●偏断面扁平ボックス梁+タイロッド吊材

■カーテンウォールの概要

正面の吹抜け部カーテンウォールの寸法は、幅方向約40m×高さ約13mである。サッシ枠は高さ方向に3段に分割した構成である。

カーテンウォールの建物内部側には、上部の屋根を支持する柱を設けている。径を細くして本数を増やすか、径は大きくて本数を減らすかという意匠的な選択肢があり、結果的に透過性が高く見える後者を採用した。本柱の寸法は、 $\phi 600 \times 28$ （STKN490B）であり、スパンは14.5mである。本柱はCWに作用する風圧力を支持する他、建物の主架構として地震力も負担させている。尚、吹抜け空間が高さ13.8m（下がり天井部は、CW高さ付近（約13m））であるので、鋼管柱は、意匠上、吹抜け空間内に現場継手が出てこないように、鋼管メーカーと調整し、製造上の限界長さ13.7mの材を使用し天井内で更に0.7m程度、工場溶接で継足した部材を使用した。

■耐風梁の概要

耐風梁は、カーテンウォールの水平無目のうち中間部の2段の無目位置に合わせ、あえてロングスパンとなる方向を支持方向とした。耐風梁の支持スパンは、先述の本柱のスパンである14.5mである。

意匠的な魅せ方として、見附け寸法をできるだけ薄くという方針があった。構造からの提案として、スパンが非常に長いためタイロッドを14.5mスパン毎に2本設け鉛直方向を支持（頂部の屋根支持梁から吊る架構）し、梁せいを96、上下のフランジ幅をそれぞれ、390、550の偏断面ボックス形状の梁とした。梁幅は大きくなるが視覚的なアクセントともなるため、梁せいを可能な限り小さくすることを優先した。タイロッドの位置は、CW自重による振れを抑えるため、ボックス梁断面図心からCWの方に納まり上の最大限偏心させた。

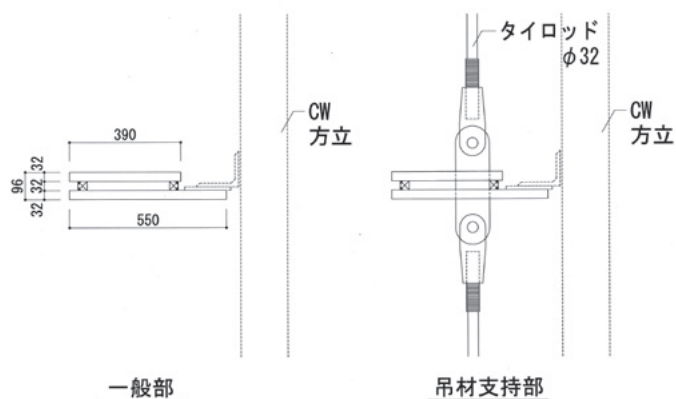


図1 耐風梁断面図



まつむら・たけし

1973年 兵庫県生まれ
1998年 大阪大学大学院 修了
1998年 株式会社東畑建築事務所 入所

第5回新入会員ガイダンス

日 時 2026年6月30日（火）18:00～20:15

会 場 ガイダンス：OMMビル204会議室、懇親会：日本建築協会会議室

参加者 44名（青年技術者11名、会員10名、協会役員・委員・事務局23名）

説明者 会長及び各委員会委員長（委員長代理）

参加費 無料

本年度初めてとなる、第5回新入会員ガイダンスを2026年6月30日に開催した。当日は、愛知県からの参加者を含め、新しく仲間に加わった21名（青年技術者11名含む）と協会役員、各委員会委員長、委員、事務局、他あわせて総勢44名の参加となった。

第一部のガイダンスはOMMビルの会議室を会場として、スクリーンに資料を投影し、説明する形式で開催した。

最初に米井会長から「日本建築協会は、1917年に創立され来年110周年を迎える歴史のある団体であり『建築を通じて社会に貢献すること』を目的として活動をしている。同時に会員交流のプラットフォームとしての役割も担っている。今後の皆様の参画を大いに期待する。」と挨拶があり、引き続き、各委員会委員長（委員長代理）より、6つの常設委員会（編集企画委員会、事業委員会、出版委員会、教育委員会、未来創生プロジェクト、講習会委員会）及び、3つの特別委員会（青年技術者選考委員会、工高生デザインコンクール審査委員会、論考コンクール実行委員会）の活動内容が具体的に説明された。参加者は、各委員会からの説明に熱心に耳を傾けていた。



第1部 新入会員ガイダンス

その後、日本建築協会会議室へと場所を移し、第二部の懇親会を行った。

初対面の参加者、年齢が異なる参加者、従事する業種が異なる参加者と多種多様な会員の参加であったが、建築に関連する業界に身を置く者同士、時を置かずして打ち解け、会話が弾み、会場全体が熱気に包まれた。今回はケータリングによる少し豪華な軽食・飲物を用意したことも大変好評であった。

第5回の新入会員ガイダンスも、これまでのガイダンス同様に、様々な垣根を超えた会員交流・親睦が行われ、成功裏に閉会することができた。



第2部 懇親会

また、大変喜ばしいこととして、参加者の数名から常設委員会へ「サポーター登録したい」との意向があった。これからの活躍が楽しみである。

今後も日本建築協会では、全会員を対象として、このような「ガイダンス」「交流会」の開催を予定している。会員の皆様の参加をお待ちしている。

（文責：柏原忠明／事務局長）

淀屋橋ゲートタワー見学会

情報見学小委員会

日時：2026年7月15日（水） 13：30～15：30

場所：淀屋橋ゲートタワー

参加者：31人

参加費：会員1500円、一般2000円

講師：岡田泰典（日建設計）、吉田知弘（日建設計）、
金井田雄介（日建設計）

協力委員：本田孝子（日建設計）、中尾勝悦（中尾総合建築設計事務所）、岡田淑子（鹿島建設）、松森織江（東畑建築事務所）、井ノ口洪太（竹中工務店）、吉永規夫（Office for Environment Architecture）、糸原佳奈（きんでん）、白井尚太郎（日建設計）

2026年7月15日、「淀屋橋ゲートタワー」の見学会を開催しました。当日は31名が参加し、設計者である日建設計の岡田部長、吉田部長、金井田アソシエイトより、プロジェクトの概要や設計の考え方について説明を受けた後、2班に分かれて現地を見学しました。



講師による解説（左から吉田氏、岡田氏、金井田氏）

淀屋橋ゲートタワーは、大阪のメインストリートである御堂筋の玄関口に立つ複合オフィスビルであり、第一種市街地再開発事業による建替えプロジェクトです。

地下1階から地上2階までが商業施設、3階から27階までがオフィスで構成され、11階にはワーカーを含め一般にも開放された中之島を一望できる屋上庭園と、商業施設やビジネスサポート施設が設けられています。土佐堀川沿いの大川町公園も水辺のにぎわい空間として再整備され、昨年オープンした淀屋橋ステーションワンとともに、淀屋橋・御堂筋の新たなランドマークとなっています。

外観は、高さ50mの壁面が連続する御堂筋沿道の街並みと中之島の水辺景観に配慮した落ち着いたあるシルエットが特徴です。インド産の花崗岩打ち込みPC版による柱梁の格子フレームを基調とし、三角形断面の柱梁が見る角度や光の当たり方によって豊かな陰影を生み出しています。さらに、軒裏を本磨き仕上げとして映り込みの効果を狙うなど、素材の扱いや細部のディテールにも設計者のこだわりが感じられました。



11階の屋上庭園での見学風景

終了後のアンケートでは、「街の中を歩いているように緑を感じながら楽しめた」「設計者本人から設計コンセプトや地域性を踏まえた意図を聞いた」「説明が分かりやすかった」といった声が寄せられ、参加者の満足度の高い見学会となりました。

開催にあたりご協力いただきました再開発組合様、講師の皆様、委員の皆様、そして酷暑の中ご参加いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

（文責 本田孝子／日建設計）



詳細図やパースを用いた設計者による解説

御堂筋の景観的配慮、大阪市との協議の内容、また構造計画など日建設計の担当の方から直接お聞きでき貴重な時間でした。同時期に計画施工されたクロスタワーとの対比も内部の目線から語られるところが面白く興味深かったです。また外観や石、マテリアルの使い方など、設計者のこだわりと技術的合理性を感じることができ、大変立地にも恵まれた魅力的な商業施設、オフィスだと感じました。

(岡田淑子／鹿島建設)

淀屋橋ゲートタワーと淀屋橋ステーションワンは、御堂筋の玄関として並び語られることが多く、確かに御堂筋の街並みへの呼応や、隅切り部にデザインの要点を持つといった点には共通した考え方がある。ゲートタワーは大街区であることを活かし、御堂筋、隅切りに加えて、土佐堀通に並ぶ日建設計のビル群に呼応する線対称のシルエットという3つ目の顔を持つような整理がなされていた。それは、御堂筋の建設に伴いスレンダーになった街区に立つポイントタワーとして多方向へのシルエットをつくり、均質さを志向する窓とフレームで覆ったステーションワンとは対照的な考え方だった。内外の居場所の作り方も直喩的／隠喩的のような手つきの違いがあり面白い。

(井ノ口洪太／竹中工務店)



波打つ鏡面天井が水都の潤いを表現

建物は船場の船をイメージしたオフィスロビーの天井や川の流れを表現した地下階の天井など地域の歴史や、壁と柱をガラスで覆うことにより建物の中にいる人だけでなく外を歩いている人たちの往来を感じられることで、水都の潤いや街の賑わいを実感することができる空間でした。建物見学では以前の状況も踏まえて説明をしてくださったため、参加者の方からも「昔を感じられる部分がある」とコメントをされていたことがとても印象深く残っています。建物の丁寧な説明だけではなく、今と昔を繋ぐような素敵な見学会だったと思います。

(糸原佳奈／きんでん)



景観に呼応する外観。軒裏の映り込みや緻密なディテールが品格を支える。

設計担当の方々から直接お話を伺いながら建築を見学できることは、見学会担当として大きな喜びであり、何よりの学びでもあります。花崗岩による外装が歴史ある御堂筋の街並みと調和していることは遠目にも感じられましたが、上層部と下層部で石を張り分ける工夫や、石目の向き、目地の取り方に込められた設計意図について、建物を見上げながら設計担当者から説明を受けることで、その緻密なデザインに驚きの連続でした。建築見学では、このような設計者の思いや工夫を知ること、建築を見る楽しさが何倍にも広がります。

そして、そこで得た学びを他の誰かに伝えたいことが、建築への理解や愛着を育み、ひいては街に愛される建築につながっていくのではないかと感じました。

(吉永規夫／畿央大学・Office for Environment Architecture)

個人会員の皆さまへ

ご応募お待ちしております。招待券プレゼント！

応募フォームは協会ホームページの会員専用ページ内にあります。
応募期限は毎月20日、厳正に抽選して当選者を決定します。(初回申込者を優先いたします。)

① ルーヴル美術館展
5組 ルネサンス

ダ・ヴィンチの傑作《美しきフェロニエール》日本初公開！



レオナルド・ダ・ヴィンチ《女性の肖像》、誤って付された別称《美しきフェロニエール》1490-1497年頃 パリ、ルーヴル美術館
© Grand Palais Rmn (musée du Louvre) / Michel Urtado

15世紀から16世紀にかけてヨーロッパ各地で隆盛を極めたルネサンス美術。本展は、ルーヴル美術館の膨大なコレクションから選び抜かれた50点余りの作品を通して、この豊かで複雑な芸術動向の本質をなす、いくつかの特徴に光を当てる。

このたび初来日するレオナルド・ダ・ヴィンチの《女性の肖像》、通称《美しきフェロニエール》は、人間の個性への関心が高まった時代であるルネサンスの肖像芸術の傑作だ。レオナルドは、人物の外見の特徴をとらえるだけでなく、その内面に潜む複雑な感情を描き出すという難問に挑み続けた芸術家だった。

本展では、4つのテーマ-旅、技法の革新と洗練、古代へのまなざし、肖像芸術の隆盛-に基づいて、絵画から彫刻、版画、素描、工芸まで、多彩な作品を紹介する。

期 間 9月9日(水)～12月13日(日)
10:00～18:00 ※金・土曜日は20:00まで
※入場は閉館の30分前まで
休 館 日 火曜日、11/4(水)
※9/22(火・祝)、11/3(火・祝)、12/8(火)は開館
観 覧 料 一般2,400円、大学生1,400円、高校生1,000円
*中学生以下無料
*障害者手帳持参の方(付添の方1名含む)は入場無料

会 場 国立新美術館 企画展示室1E
東京都港区六本木7-22-2

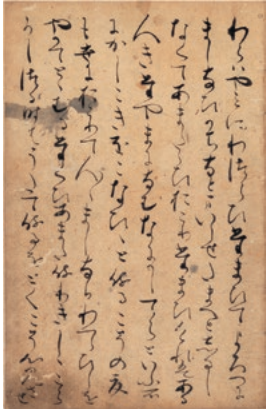
TEL.050-5541-8600 (ハローダイヤル)



#ルーヴル美術館#レオナルド・ダ・ヴィンチ#ルネサンス

② 特別展
5組 「源氏物語 王朝のかがやき」

京博、半世紀ぶりの大展覧会



左/源氏物語(定家本)若紫 鎌倉時代・13世紀(通期展示)
画像提供:八木書店
右/重要文化財 源氏物語画帖 若紫 土佐光吉・長次郎筆
安土桃山～江戸時代・17世紀 京都国立博物館蔵
(通期展示、帖替あり<この場面は前期展示>)[京都会場のみに出品]

世界最古の長編小説とも称される『源氏物語』。平安時代に紫式部によって著された本作は、平安の貴族文化を象徴するに留まらず、後世の絵画・工芸・芸能へと連なる日本文化の源泉となった。日本文学史を代表するこの王朝物語は、その普遍的な魅力ゆえに、今なお時代を超えて多くの人々に愛され続けている。

雅な宮廷を舞台として繰り広げられる、光源氏や個性豊かな女性たちが織りなす人間模様。本展では、源氏物語の場面やモチーフを表した絵画や工芸品を一堂に集めるとともに、後世に書き継がれた写本や注釈類、さらには物語から派生した芸能の広がりまでを包括的に紹介。わが国の文化に豊かな「かがやき」を与え続けた、名作の多角的な魅力を再発見する。

期 間 10月6日(火)～11月29日(日)
前期:10/6(火)～11/1(日)
後期:11/3(火・祝)～11/29(日)
9:00～17:30(金曜日は20時まで)
※入館は各閉館の30分前まで
休 館 日 月曜日、10/13(火)、11/24(火)
※10/12(月・祝)、11/23(月・祝)は開館
観 覧 料 一般2,200円、大学生1,200円、高校生700円
*中学生以下無料
*障がい者手帳提示者とその介護者1名は無料(要証明)

会 場 京都国立博物館 平成知新館
京都市東山区茶屋町527

TEL.075-525-2473



#源氏物語#「国宝」絵巻#紫式部#光源氏#藤原定家

会員IDやパスワードがご不明な場合は、日本建築協会総務課
(soumu@aaj.or.jp) までお問合せください。
招待券は当協会より郵送でお届けいたします。
当選発表は招待券の発送をもってかえさせていただきます。

information

③ 開館30周年記念 ジョルジュ・ルオー 5組 ーいつくしむまなざし、祈りの筆あと

開館30周年記念・没後100年 クロード・モネ展 併催



ジョルジュ・ルオー《聖書の風景》1956年頃
アサヒグループ大山崎山荘美術館蔵

敬虔なカトリック教徒だったジョルジュ・ルオー（1871-1958）は、近代化が進むフランスにおいて、同時代の芸術潮流とは距離を置いた独自の作品を生み出した。彼が暗い色調でとらえはじめた、曲芸師ら社会の片隅に生きる人々の険しい表情は、時を経るにつれやがて、穏やかで慈愛を湛えたまなざしをもつようになり、塗りがさねた絵具は厚みを増す。この表現や技法の変遷は、聖書に基づく主題を描いた作品にもみられ、画家が世俗の人々の姿のなかにキリストを見だし、両者をかさね合わせて描き出そうとしていたことを感じさせる。



【同時開催】

「開館30周年記念 没後100年
クロード・モネ展」

※「ジョルジュ・ルオー」展の
チケットで観覧可能

期 間 9月19日(土)～12月6日(日)

10:00～17:00

※入館は閉館の30分前まで

休 館 日 月曜日 ※祝日の場合は翌日の火曜日休館

9/22(火・祝)、11/24(火)、11/30(月)は開館

観 覧 料 一般1,500円、高大生700円、中学生以下無料

*障がい者手帳・ミライIDを有する方500円(付添者
1名まで無料)

会 場 アサヒグループ大山崎山荘美術館

京都府乙訓郡大山崎町銭原5-3

TEL.075-957-3123 (総合案内)



#ジョルジュ・ルオー#クロード・モネ#開館30周年記念

④ トーベとムーミン展 2組 ～とっておきのものを探しに～

「ムーミン」小説出版 80周年記念



トーベ・ヤンソン
「ムーミンたち
との自画像」
1952年
インク、紙
ムーミン
キャラクターズ
コレクション
© Moomin
Characters™

「ムーミン」の生みの親で、多方面に活躍したアーティスト、トーベ・ヤンソン（1914-2001）。本展では、初期の油彩画や第二次世界大戦前後の風刺画、「ムーミン」小説・コミックスの原画やスケッチ、愛用品など約 300 点を通して、トーベの創作の世界を振り返るとともに、彼女の人生が色濃く反映された「ムーミン」シリーズの魅力にも迫る。

本展は、「ムーミン」小説の出版80周年を記念して、フィンランドのヘルシンキ市立美術館（HAM）の協力のもと開催される。

見どころ 〈1〉アーティスト・トーベの創作の世界

見どころ 〈2〉ムーミンと仲間たちが大集合！

見どころ 〈3〉「ムーミン」の世界を体感できるような演出

期 間 10月10日(土)～12月13日(日)

9:30～17:30 ※金・土曜日は20:00まで

※入場は閉館の30分前まで

休 館 日 月曜日、10/13(火)、11/24(火)

※10/12(月・祝)、11/23(月・祝)は開館

観 覧 料 一般2,200円、大学生1,100円

*高校生以下無料

*大学生・高校生以下は学生証・生徒手帳を持参

*障がい者手帳等持参の方無料

*神戸市在住の65歳以上の方(要証明)一般料金の半額

会 場 神戸市立博物館

神戸市中央区京町24番地

TEL.078-391-0035



#トーベ・ヤンソン#ムーミン#80周年#ヘルシンキ市立美術館

常任理事会

第3回常任理事会

7月22日(水) 17:30~19:50

協会会議室&WEB

出席者 米井会長ほか13名

議 事 (1) 「イケフェス」への参画について
(2) 「110周年事業」の企画について
(3) 「110周年記念協会誌 協賛広告の募集」について
(4) 「出版委員会のこれから」について
(5) 「建築と社会賞」寄稿部門 意見集約について
(6) 「理事の会務分掌」への取り組みについて 他

編集企画委員会

第4回編集企画委員会

7月8日(水) 18:00~18:50

協会会議室&WEB

出席者 三宗委員長ほか12名

議 事 (1) 8月号 建築デザイン分科会・状況報告
(2) 9月号 法令分科会・状況報告
(3) 10月号 施工材料分科会・状況報告
(4) 11月号 構造分科会
(5) その他 印刷費値上げについて、他

第1回計画分科会

7月17日(金) 18:00~21:10

協会会議室

出席者 飯田幹事ほか3名

議 事 (1) 特集テーマを巡る視点について

第4回空間デザイン分科会

7月27日(月) 18:10~19:10

WEB

出席者 黒柳幹事ほか6名

議 事 (1) 12月号特集について
(2) その他

第4回構造分科会

7月6日(月) 18:00~19:00

協会会議室&WEB

出席者 吉村幹事ほか7名

議 事 (1) 構造の頁について
(2) 11月号特集について
(3) その他

第5回構造分科会

7月28日(火) 18:00~19:00

協会会議室&WEB

出席者 吉村幹事ほか7名

議 事 (1) 構造の頁について
(2) 11月号特集について
(3) その他

第3回環境分科会

7月1日(水) 18:00~18:40

WEB

出席者 橋本幹事ほか4名

議 事 (1) 「設備の頁」について
(2) その他

第4回施工材料分科会

7月16日(木) 16:00~17:10

協会会議室&WEB

出席者 藤丸幹事ほか6名

議 事 (1) 編集企画委員会の報告
(2) 10月号特集について
(3) 編集企画委員会出席について

第4回法令分科会

7月7日(火) 16:00~17:00

協会会議室&WEB

出席者 時見幹事ほか5名

議 事 (1) 9月号について
(2) 法令コーナーについて
(3) 情報交換

第4回ひと・まち・建築小委員会

7月23日(木) 19:00~20:00

協会会議室&WEB

出席者 澤田小委員長ほか2名

議 事 (1) projectの掲載状況、予定
(2) gallery掲載報告、予定
(3) その他 年間テーマの件、ほか

事業委員会

第3回情報見学小委員会

7月9日(木) 18:00~19:00

協会会議室&WEB

出席者 本田事業委員長、奥村小委員長ほか13名

議 事 (1) 2026年度の事業計画について
(2) 茶室見学会
(3) その他

第4回CCCフォーラム

7月21日(火) 19:00~20:00

WEB

出席者 本田事業委員長、滝澤小委員長ほか6名

議 事 (1) 第13回青年技術者交流会(10月)に向けた準備
(2) その他

出版委員会

第4回出版委員会

7月28日(火) 17:00~18:25

協会会議室&WEB

出席者 中尾委員長ほか6名

議 事 (1) 既刊書籍経過報告
(2) 制作進行中の書籍
(3) 新規出版企画
(4) その他

教育委員会

第2回史料研究会

7月3日(金) 18:00~20:00

協会会議室&WEB

出席者 橋寺委員長ほか8名

議 事 (1) イケフェス大阪のイベントについて
(2) 「再読」の担当について
(3) 「先達に聞く」について
(4) その他

未来創生プロジェクト

第3回建築次世代委員会

7月2日(木) 18:30~19:15

協会会議室&WEB

出席者 門野委員ほか5名

議 事 (1) リアル見学会
(2) 学生交流・広報企
(3) その他

第4回2040委員会

7月21日(火) 19:30~20:30

大林組会議室&WEB

出席者 吉田リーダーほか7名

議 事 (1) 活動報告の掲載について
(2) 今後の活動について
(3) その他

第4回2040オープン委員会

7月27日(月) 18:00~20:30

大林組大阪本店3階

参加者 吉田リーダーほか24名

第4回U-35委員会

7月7日(火) 18:30~22:00

協会会議室&WEB

出席者 三井リーダーほか10名

議 事 (1) コラボ企画について
(2) 今後の活動について
(3) その他

見学会

淀屋橋ゲートタワー見学会(情報見学小委員会主催)

7月15日(水) 13:30~15:30

見学先: 淀屋橋ゲートタワー

講 師: 岡田泰典氏/日建設計、吉田知弘氏/日建設計、金井田雄介氏/日建設計

参加者: 31名

出席者: 本田事業委員長ほか7名

編集企画委員会(2026年7月31日現在)

副会長(編集担当)

川合 智明 △橋本 直樹

理事(編集担当)

木場 将雄 大橋 巧

佐藤 榮一 北野 勝也

中尾 勝悦 寺井 千佳

中原 岳夫 仲村 憲一

西 博康 浜本 誠治

橋寺 知子 梶井 貴廣

松島 茂樹 齋藤 悠輔

◎三宗 知之 持留 崇志

吉村 英祐 松本 健

副委員長

△藤丸 啓一

岡村 吉展 今井 信之

桑原 悠樹 上原 秀介

古谷 隆祥 門野 陽

編集委員

河合 智寛

■特集小委員会

能瀬 直樹

〈計画分科会〉

南野 貴洋

△飯田 匡 吉田 正友

松田奈緒子 〈法令分科会〉

山崎 晋一 △時見 正人

吉村 英祐 日下部美嘉

浦山 豊祐 河野 学

〈建築デザイン分科会〉

吉田 悠起

△杉江 順哉 渡邊 優人

小林 敬政 ■ひとまち建築小委員会

小林 啓明 ▲澤田 純一

篠木 大輔 浅田 翔大

田中 和八 上田 寛彬

中村 匠吾 江原信一郎

平岡 翔太 加嶋 章博

松本 和也 片岡 政規

米山 剛史 貴志 泰正

〈空間デザイン分科会〉

佐伯 先史

△黒柳 亮 輦野 淳司

東 実千代 豊田 充広

西濱 由美 平野 尉仁

藤枝 大樹 増田 敬彦

古賀 涼花 山本 和宏

佐々木琉偉

清水 香澄 (順不同)

宗田 菜々

〈構造分科会〉

◎委員長

△吉村 純哉 ▲小委員会委員長

古島 正博 △幹事・小委員会

榊原 啓太 副委員長

瀧野 敦夫

西田 哲朗

多田 全希

萩原 学

水島 靖典

藪田 智裕

山下 真輝

山本 佳明

印刷 2026年8月25日

発行 2026年9月1日

発行人 一般社団法人日本建築協会

大阪市中央区大手前1-7-31

電話 06-6946-6981

印刷所 ㈱中島弘文堂印刷所

定価 1390円(税込)

©「建築と社会」誌の記事の無断転載を禁じます

**お客様の抱える問題やニーズに
より速やかに、より丁寧に対応できるように**

企画・デザイン、制作、製版、印刷

株式会社 中島弘文堂印刷所

本 社 〒537-0002 大阪市東成区深江南2丁目6番8号
TEL.06-6976-8761 / FAX.06-6976-8765

東京支社 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目4-2 風雲堂別館ビル2階
TEL.03-3526-5580 / FAX.03-3526-5582

<http://www.n-kobundo.co.jp/>

地球環境を守り、100年建築に貢献する

NACL のアルミ表面処理

株式会社 日本電気化学工業所

<http://nacl.jp> E-mail: sc@nacl.co.jp

本部営業部 〒560-0036 大阪府豊中市蛍池西町2丁目7番26号 NACLビル2階

TEL (06)6843-1235(代) FAX (06)6853-1632

東京事務所 〒111-0051 東京都台東区蔵前2丁目6-7

TEL (03)3862-0978(代) FAX (03)3862-7098

年間広告のご案内

協会誌「建築と社会」では、後付部分に
広告スペースを設けております。
1年を通じて、社名広告を掲載されませんか？

掲載期間：4月号～翌年3月号までの1年間

掲 載 料：48,000円（消費税込み）

サ イ ズ：1/12頁（タテ40mm×ヨコ90mm）

※毎月掲載誌をご送付します。

※原稿は1年間同じ原稿を使用します。

お問い合わせ先

一般社団法人 日本建築協会 中内・井筒

TEL：06-6946-6981 FAX：06-6946-6984 E-mail：koukoku@aj.or.jp

建築設備図が

読めるようになる本

日本建築協会 企画

株式会社きんでん 著

B5判・192頁(2色刷)
本体 3000円+税

「実は設備図、
よくわからない…」は、
これで卒業！

**大きな図面+設備記号と
設備写真**が1対1対応

記号の意味も、各種設備図のつながりも、
驚くほどよくわかる！

建築の仕事に関わる人、
設備業界新人のための**“最初の”入門書。**



学芸出版社

〒600-8216
京都市下京区木津屋橋通西洞院東入

Tel 075-343-0811
Fax 075-343-0810

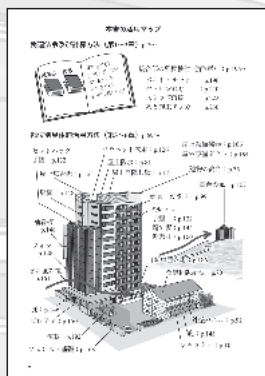
<http://www.gakugei-pub.jp/>
E-mail info@gakugei-pub.jp

イラストと計算例でわかる 外装材の耐風設計・施工

日本建築協会 企画
西 博康 著

A5判・256頁・本体 2700円+税

**あなたは何もチェックせずに
「OK」の2文字だけを探していませんか？**



屋根・外壁・笠木・手摺・
屋上目隠し壁・外構設置物…など、
多発する台風による飛散被害。
風圧力の設定からビスの使い方まで、
お客様を被害者・加害者にしないための
知識を実務者視点でやさしく解説。

設計者
施工者
外装業者
必携

学芸出版社

〒600-8216
京都市下京区木津屋橋通西洞院東入

Tel 075-343-0811
Fax 075-343-0810

<http://www.gakugei-pub.jp/>
E-mail info@gakugei-pub.jp